

提　　言

水需要管理に向けて (061207 版)

(案)

平成 18 年 12 月 7 日

淀川水系流域委員会

目 次

はじめに

第1章 淀川水系における利水政策の考え方と課題

- 1.1 水資源開発政策(フルプラン体制)の現状と課題
- 1.2 利水管理政策と河川整備計画
- 1.3 課題の整理

第2章 開発行政からの転換

- 2.1 利水管理理念の転換
- 2.2 水需要管理を促す5の要因
- 2.3 水需要管理の4本の柱

第3章 水需要管理の具体的施策の検討

- 3.1 河川流量データおよび水収支分析重視の管理
 - (1) 河川流況の把握
 - (2) 水需要の把握
 - (3) 利水安全度について
 - (4) 枚方(高浜)基準点の確保流量と実管理
 - (5) 渇水対策
 - (6) 大川維持流量とフラッシュ放流について
 - (7) 異常渇水時の緊急水の補給
- 3.2 水需要管理のソフトソリューション
 - (1) 水需要の精査確認と水利権の用途間転用
 - (2) 河川法第53条および第53条の2について
 - (3) 基準点確保流量および既設水源施設の運用の見直し ローカル利水
- 3.3 水需要管理のソフトソリューションの例題
 - (1) 三重県伊賀水道用水供給事業の新規利水について
 - (2) 河川自流からの取水および農業用水の転用
 - (3) 淀川下流(阪神地区)利水からの水融通
 - (4) 大阪市・京都府との水利調整
- 3.4 環境との関係
 - (1) 阪神地区の水需要の傾向
 - (2) 利水者の経営
 - (3) 水利権
 - (4) 料金制度 負担金
 - (5) 環境コスト負担
 - (6) 水系の水環境の改善・向上
- 3.5 治水との関係
 - (1) 夏期制限水位と異常水位低下の関係
 - (2) 制限水位の柔軟な運用

第4章 新たな淀川利水管理にむけて自治体・市民の役割

- 4.1 渇水対策会議の強化
- 4.2 自治体と地域政策の中で行う水需要管理
- 4.3 試行モデル、社会実験、ベンチマーク方式

おわりに

追記 (追記には本文に対する意見、情報提供、解説などが含まれる)

補遺 淀川水資源開発の概略

はじめに

淀川水系流域委員会(以下、委員会)は、平成9年の河川法改正を受けて、平成13年2月に設置され、6年の歳月を要して「河川整備計画原案」作成のため基礎原案・基礎案等の素案を審議してきた。委員会ではテーマ部会「利水部会」を設置して利水管理を検討してきたが、水需要抑制が重要な検討課題であるとの認識から、平成17年には「利水・水需要管理部会」(以下、部会)と名前を改め、課題をより明確に「水需要管理」に絞り込んで検討を行ってきた。

委員会では、淀川水系河川整備の重要課題を文字どおり正面から取り組み、平成9年の河川法改正の精神を淀川水系整備計画に実現するためあらゆる努力を重ねてきた。その成果は公開の委員会においてすべて公表され、また、提言や多くの意見書等にまとめられ公表されている。しかしながら、河川管理者はいまだ「淀川水系河川整備計画原案」を提案せず、利水分野において多くの時間を費やして議論をしたもの、その成果が河川整備計画に反映され、淀川の新しい利水管理の全体像が描かれるかどうか、確信を持って報告できる段階に至っていない。

平成9年の河川法改正から10年の節目を迎えて、河川法改正の精神がどこまでいかされ、新しい川づくりが淀川でどのように取り組まれ、どのような成果をあげてきたか、利水管理分野の検証と今後の課題を整理し具体的な提言をとりまとめた。本提言が「淀川水系河川整備計画原案」に反映されることを強く望むものである。

さて、これまでの水資源開発計画は、昭和36年11月制定された「水資源開発促進法」に基づいて、用途別の水需要予測および供給目標(いわゆるフルプラン)をたて、必要な施設の建設、その他総合的な開発および利用の合理化等の重要事項を「水資源開発基本計画」にまとめて、開発事業が促進してきた。その成果はわが国の経済成長をささえ、安定的水資源の供給に大きな貢献をしたことは高く評価されるものである。しかしながら、いわゆる「必要主義」に根ざす水資源供給拡大の方向に重点が置かれ、地域住民の意見の反映や豊かな河川の自然環境・生態系の保全という観点を欠いて、河川を人の生活から遠ざけるなど反省点を残した。また、ダム等の建設による自然および社会環境の悪化を招き批判された事業も少なくない。河川法改正の主要因である。

近年、流域を構成する水循環系は著しい変貌を遂げている。また、地球温暖化に伴う少雨化傾向と水資源供給能力の実力低下が言われている。水循環系の水文過程の解明は進んできているものの、少雨化傾向を説明する科学的根拠やダム等の水資源供給施設の実力低下についてはその導入や効果を説明する計算プロセスは判然とするまでに至っていない。このような状況にもかかわらず、これらが新たな水資源開発の理由の一つにされていることが危惧されている。

これに対して、委員会は、「提言」(平成 15 年 1 月)のなかで「これ以上生物種を減少させない」、「人間生存に必須のものである生態系の機能をこれ以上低下させない」との固い決意のもとに、「自然豊かな河川の環境を保全・回復し、子孫に残し継承していくことは、われわれに課せられた重大な責務である。」との河川環境についての認識を示し、これらが河川整備計画に反映され、具体的施策として実施されることを要望した。

部会では、これまでの利水管理のあり方を検討して、淀川水系の水資源供給の現況と利水者等の水需要の実態を明らかにしてきた。水資源供給管理から見ると河川管理者による効果的な施設操作管理によって、貴重な水資源が無駄に流されることなく、一定の効率的管理が実施されていることが確認され一定評価された。一方、利水者の水需要から見ると、阪神地区では大量の未利用水が発生していることが明らかにされ、事業中のダムから利水者の撤退意向が相次いでいることが明らかにされた。

これらに対して、河川管理者は、事業中のダムに対しては「当面実施しない」から「規模を縮小して実施する」など具体的な検討を行い、また、水需要管理の施策の一つである水利調整の項目をあげて取り組みの姿勢を明確にした。これらの英断は高く評価できる。一方で、近年の水源施設の実力低下を政策的シミュレーションによって強調し、ダム開発の推進にも意欲を示している。さらに、利水者の希望している工業用水から上水道への用途間転用等の水利調整の具体化には触れていない。

今、淀川の利水管理体制は一つの岐路に立っている。すなわち、再び水資源供給拡大に向かうか、水需要管理によって節度ある利水管理体制に向かうか、である。

21 世紀は「水の時代」と言われている。地球的規模で水資源の開発と保全が論じられるなかで、水需要管理は「人間生存の必須のものである生態系の機能」(平成 15 年提言)にとって、最も重要な役割を担う課題である。河川管理者は委員会において審議し、検討を重ねてきた課題の一つひとつを重く受け止め、実現に向けて努力されることが強く望まれる。

今こそチャンスである。河川管理者は、この転換期を的確に捉え水需要管理の方向に舵を切り、水需要管理を河川整備計画に反映して、新しい川づくりにチャレンジしてもらいたい。

第1章 淀川水系における利水政策の考え方と課題

淀川水系に限らずわが国の利水政策は、水資源開発政策と利水管理政策に大別される。水資源開発政策の根拠法は昭和36年に制定された「水資源開発促進法」であり、利水管理政策は「河川法」を拠どころとしている。利水者においては、かんがい用水は「土地改良法」(昭和24年)、上水道は「水道法」(昭和32年)、工業用水は「工業用水法」(昭和31年)が根拠法となってそれぞれが別体系で構成されている。本提言の第1章は1.1で水資源開発政策について、1.2で利水管理政策について現状と課題を述べ、1.3で問題点の整理を行う。

なお、巻末に補遺:淀川水資源開発の概略を参考までに掲載している。

1.1 水資源開発政策(フルプラン体制)の現状と課題

わが国の水資源開発政策は、戦後復興を終えた昭和30年代の急速な経済発展から大きく転換した。工業の発展と人口の都市集中により都市用水(上水・工水)の需要量は急速に伸び始め、大都市の水道事業は拡張の時代を迎えた。一方で、わが国の主要な河川は自然(渴水)流量は既に利用尽くされ、ダム等による水源開発なくして新規に水利権を獲得することは出来ない時代に入っていた。昭和32年には「特定多目的ダム法」が制定され、さらに、昭和36年に制定された「水資源開発促進法」に基づいて、全国7水系を指定して、河川ごとに水資源開発基本計画が閣議決定されて河川総合開発の時代に入った。

淀川水系は昭和37年に水資源開発水系に指定され、同年「淀川水系水資源開発基本計画」が発表された。水資源開発基本計画では、用途別の需要見通しおよび供給の目標を決定して、淀川フルプランにおいて琵琶湖開発事業(開発水量40m³/s)、室生(同1.6m³/s)、一庫(同2.5m³/s)、日吉(同3.7m³/s)、比奈知(同1.5m³/s)等のダム開発事業が盛り込まれた。

【水資源開発基本計画の目的とその時代背景】

水資源開発基本計画の目的は、戦後の混乱期を乗り切って、世界の先進諸国に追いつき追い越せのことで産業の振興を計り、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的に、水の安定的供給を確保するため、水源の保全・涵養と相まって河川水系における水資源の総合的な開発および利用の合理化の促進を図ることにあった。この時代は、水資源分野に限らず都市・住宅および農業・林野等の分野においても開発行政はその勢いを得て、開発政策が推進され、わが国の高度経済成長の原動力となった。

まだ、環境問題や住民参加の意識が成熟する以前の社会であった。

転じて昭和40年代に入り開発と環境問題が争点となり、開発政策は公害という負の遺産を残し、4大公害裁判をはじめとする環境・公害問題が深刻な社会問題として取り上げられるようになった。「ジャパンアズナンバーワン」から「公害大国日本」まで大きく揺れ動いた。環境問題や住民参加の意識も次第に具体化してきた。

その後、円高不況等の長い不況の時期を乗り越えて、経済は安定期に入ったが、少子高齢化、人口減少の時代を迎えている。

淀川水系の利水管理を検討して、これまでの右肩上がりの水需要量が上水・工水・農水とともにフルプラン体制始まって以来はじめて、減少傾向に転じていることが明らかにされた。特に、淀川下流の阪神地域では水利権水量と実際の取水量に大きな乖離が見られるようになっている。利

水者は相次いで、新規利水の見直しを行い事業中のダムから撤退する意向を示した。

水資源開発の時代から水資源の適切な管理に転換されつつ、しばらくはこの方向に向かって次第に落ち着き安定を得るであろう、と予測されている。これまでの水資源開発促進の時代は新たな施策の展開へ転換され、新たな河川づくりの方向に、一歩を踏み出したのである。

委員会では、水資源開発政策に関連して、「新たな河川整備をめざして—淀川水系流域委員会 提言一」(平成 15 年 1 月)において、「ダムは、自然環境におよぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えられるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする。」とし、さらに平成 15 年 12 月に発表した「意見書」では「事業中の4つの新規ダムは、中止することも選択肢の一つとして、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である。」と一定の見解を発表した。

一方で、河川管理者は「淀川水系河川整備計画基礎案」(平成 16 年 5 月)で「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する」と事業中のダムについて慎重に検討する姿勢を示した。

その後、河川管理者は淀川水系5ダムについての「方針」と「調査結果のとりまとめ」を発表した(平成 17 年 7 月)。委員会では、「方針」の根拠となった「調査結果」の内容が慎重に検討され、「意見書」をとりまとめ発表した(平成 18 年 1 月)。

部会においては、利水者のダムからの撤退の根拠が大量の未利用水にあることを確認とともに、伊賀市水道用水供給事業の新規利水ならびに琵琶湖水位にかかる「異常渴水時における緊急水の補給」問題について検討した。その内容は第3章に詳述している。

「人間のためだけの水ですか？」は、国土交通省近畿地方整備局が節水を呼びかけるポスターに使われたキャチフレーズである。水資源開発基本計画「3. その他水資源の総合的な開発および利用の合理化に関する重要事項」では水資源開発を進めるに当たっての環境等への留意事項が記載されているものの、淀川水系に限らず、「必要主義」のもとで発足した体制では環境への配慮は十分とは言えず、その結果、際限ない水資源開発と河川環境の悪化をもたらしたことへの謙虚な反省でもあり、今後の大転換を図ろうとする河川管理者の強い意志の表れでもある、と好感を持って受け止められている。

このキャッチフレーズは河川管理者だけでは実現できるものではなく、地方自治体、利水者、事業者・生活者等の水需要者がともに共有すべき問い合わせである。

1.2 利水管理政策と河川整備計画

利水管理政策の根拠法である河川法は昭和 39 年に旧河川法が全面改正され、治水に加えて利水関係の条項が規定され水利権の許可要件が整備された。慣行水利権については旧河川法をそのまま継承して許可を受けたものと見なされたが、届け出の義務が追加されている。利水管理の法的整備が完成して、1.1 で述べた水資源開発事業によって開発された水利権に許可がおろされた。

水利権は(発電、懸案案件、暫定水利権等では更新期間は異なるが)、一般的に 10 年ごとに

更新を行うことになっており、更新時に水利権の精査確認を行い、適正な利水管理が行われているかどうか審査することになっている。特に、許可期間の更新の見直しは「一つの遊休水利権のために他の緊急かつ有用な流水の占用の開始が妨げられてはならない」ことから遊休水利権の解消が求められている。また、農業用水の転用については、水利用の合理化として、河川管理者としても積極的に促進すべき事柄でもあり、総合的な判断の上に立って運用すること、となっているが、農業用水にとどまらず工業用水、上水の遊休利水(未利用水)の転用の実施例は極めて少なく、その具体的手法の開発が強く望まれている。これらの手法が開発され、利水関係者に公開されて関係者の誰もが容易に水利権の転用や渴水時の水融通ができるようになると、利水管理の透明性や説明責任も確保されて新しい川づくりに与える影響は大きいと思われる。

委員会は、平成15年1月の「提言」の中の4-4利水計画のあり方で、1.精度の高い水需要予測の必要性、2.節水・再利用・雨水等の利用、3.用途変更(水利権の聖域なき見直しと積極的転用)、4.環境流量(生態系維持に必要な流量を優先的に確保すること)、5.水需要管理協議会の設置、6.順応的な水需要管理、の各項目について考え方を提案した。

河川管理者は、この提言を受けて、平成15年9月に「河川整備計画基礎原案」を発表した。委員会は平成15年12月に「基礎原案に対する意見書」において積極的な取り組みの表れであり、注目に値すると評価した。その上で、「水需要抑制」の目的は河川環境の整備と保全のために新規の水資源開発は原則として行わないことである、と明確に意識することが望まれる、との意見を述べた。ダム開発はより慎重に検討することを強く要望した。

これを受け平成16年5月には「河川整備計画基礎案」が発表された。ここでは「水需要の精査確認を早急に行い、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する」と踏み込んだ姿勢が示され注目された。次の4項目が取り上げられて、さらに積極的に取り組む姿勢が示された。すなわち、

- (1) 利水者の水需要の精査確認
- (2) 水利権の見直しと用途間転用
- (3) 既設水資源施設の再編と運用の見直し
- (4) 渴水対策会議の改正と調整

である。いずれの項目も水需要管理においては不可欠であり、かつこれらの項目が具体的に実施されると淀川利水の構造が一変すると思われる。河川管理者の意欲的な取り組みが高く評価された。

平成16年にはダムに関する審議に集中することになり、平成17年1月「事業中のダムについての意見書」が取りまとめられ、提出された。利水面では基本的な考え方として、淀川水系の利水の現状分析から「今後のわが国的人口減少予測や水を大量消費しない産業構造への移行傾向を考慮すると、少なくとも淀川水系河川整備計画が想定する20~30年の間は、利水面からは新規ダムの建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある。」と述べた。平成17年2月には第1次委員会は任期を終え、第2次委員会が発足した。

河川管理者は平成17年7月「淀川水系5ダムについての方針」および「調査検討のとりまとめ」を発表した。河川管理者は利水面では三重県(川上ダム)および京都府(天ヶ瀬ダム再開発)を除くすべての利水者の見込みを、ダムから撤退する方向として、撤退の可能性を含めて関係

者と協議を進めている。天ヶ瀬ダム再開発を除く4ダムは、すべて大規模な変更が方針として示された。河川管理者は、大戸川ダムおよび余野川ダムは当面実施しない、丹生ダムは治水専用のダムとし、川上ダムは三重県の新規利水を下方修正してダムの規模を縮小して実施とした。

利水者はこれまで未利用水の存在やその量の公表を避けてきたが、河川管理者の見込みとは言え、事業中のダムからの撤退の方向を明らかにしたことは画期的な出来事であり、英断は高く評価された。

平成17年8月「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解と平成17年12月「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」において、委員会は「実施する」とした丹生ダムおよび川上ダムについて再検討を強く要望している。

1.3 課題の整理

- (1) フルプラン体制が確立した時代背景と現在の状況は大きく変わった。フルプラン体制は昭和30年代の所期の目的を達成してほぼ完成の段階にある。利水者の事業中のダムからの撤退および未利用水の発生は時代背景の変貌を意味するものである。従って、今後はフルプラン体制に代わる新たな管理体制が検討課題である。
- (2) 少雨化傾向による利水安全度の低下が新たな水資源開発の理由にされかねないが、今後はあくまで水需要抑制を基本にした水需要管理での対応を検討する必要がある。
- (3) 異常渇水に備える渇水調整ダムが必要視されているが、異常渇水に備えるためにさらなる水源拡張対策ではなく、水需要抑制で対応することを優先する施策を検討する必要がある。
- (4) 今後、水需要管理の観点から、具体的な利水管理手法の研究開発に期待がかかっている。すなわち、水利権の精査確認、水利権の見直し、水利権の用途間転用等の水利調整手法は具体的に検討を行い、すみやかな実施が重要な課題としてクローズアップされた。
- (5) 以上の課題を整理すると、水資源開発・ダム開発の時代は終わり、新たな節度ある水資源管理の時代に向かいつつあるとの認識に立って、この転換をいかに具体化するか英知を結集するプログラムを河川整備計画に反映する必要がある。

追記 1-1 ポトマック川流域関係州委員会(ICPRB: *Interstate Commission on the Potomac River Basin*)は、米国ワシントンDCのポトマック川の利水管理の実際を要約したものである。部会検討会で紹介されたもので、渇水シミュレーションとはどういうものか、流域委員会の役割と権限はどうあるべきか、等示唆に富んでいるので掲載する。

第2章 開発行政からの転換

2.1 利水管理理念の転換

淀川水系の利水管理を検討して、これまでの右肩上がりの水需要量が上水・工水・農水ともに減少傾向に転じていることが明らかにされた。特に、淀川下流の阪神地域では水利権水量と実際の取水量に大きな乖離が見られるようになっている。この水需要の減少傾向と水資源供給体制の現状を精査して、平成9年の河川法改正の規定する新しい河川管理の制度的枠組みの中で具体的な利水管理の方向性を明らかにするとともに、現在の利水管理を点検してその改善策を具体的に指摘したい。

淀川水系の利水管理の方向性では、これまでの水資源供給管理から、水需要管理に視点を変えることである。すなわち、水資源開発の時代から水資源管理の時代へ転換して、水系の水環境を向上させることである。その施策の要点は、新たな水資源開発を回避し水資源のより有効な利用を持続的に実現しようとするものであり、そのためには水需要の精査確認結果を速やかに公表し、水利権の転用や調整、渇水時の水融通の拡大等、総合的な水資源管理に生かすことである。

【水需要管理】

水需要管理は、水需要抑制を一つの目的としているが、究極の目的は河川の健全な水循環の構築にある。健全な水循環は、水源地域の森林・農地の荒廃、都市部を中心とする水質悪化、河川流況の平均化と生態系への悪影響、上下流の水需要の極端な偏在など水循環系のひずみを修復しながら健全な状態に戻していくことである。そのため、水需要管理は、末端水需要者が実践する節水型社会が基盤にあって、河川管理者による既設水源施設の運用改善や水利権の見直し等の水利調整を最大限取り入れた河川管理である。要するに水需要管理とは環境破壊を伴う新たなダム開発を行わず、水資源のより有効な利用を持続的に実現する利水管理体制と言うことができる。

利水者(上水道、工業用水、農業用水の管理者)の観点からすると、経営利益を損なうことなく節水管理を行うことが出来る管理体制を意味する。言い換えると、節水が進むほど経営が改善されるような管理体制である。例えば、料金制度は節水の経済的インセンティブを効かせる一つの手法である。

河川管理者の立場からすると、水需要管理は水利権管理を効率的に行い、さらに一步踏み込んで上水・工水・農水の各部門の水需要を抑制して、その水を河川に還元し、自然流況を確保する利水管理体制を整備することである。

2.2 水需要管理を促す5の要因

その1は、河川環境の悪化に歯止めが掛からなくなったことにある。ダムや堰が水棲動植物に与える影響はしばしば深刻である。すでに淀川水系では、ダム・堰による縦断方向の連続性遮断、護岸・水制工・洪水敷による水陸移行帯の喪失が問題とされている。これらの要因の一つとしては「水は資源にすぎない」と言う「必要主義」から生まれた水資源開発の結果である。

その2は、平成9年の河川法改正である。この改正で「河川環境の整備と保全」が目的に位置づけられたことである。これにより治水・利水優先の河川管理は、環境を視野に入れることを強く

求められてきた。

その3は、利水者の経営事情と未利用水の発生である。利水者の経営事情を見ると、特に、阪神地区の上水道、工業用水においては琵琶湖(総合)開発事業の完成以後、水利権水量と実際の水使用量に大きな乖離が見られるようになった。近年の1日最大取水量と水利権水量との差を見ると、阪神地区だけで1日 250 万 m³ もの未利用水が発生している。開発当時の予測では開発水量に見合って水需要は拡大し、需給はバランスして開発投資と水道料金収入はバランスするはずであった。しかし、現実は、水需要量は減少するとともに、水道料金収入は落ち込んでいる。経営の安定のためにはコスト縮減、関係自治体からの水道会計への繰り出し・補助金の増大、そして水道料金を 50~80% の規模で値上げを行っている。

その4は、国際化の波の中である。わが国の提唱をきっかけに、国連の決議に基づきブルントラント委員会が取りまとめた報告書「我ら共有の未来 -Our Common Future- (1987.4)」では、「持続可能な開発—将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発ー」をテーマに展開され、「開発と環境は不可分であり、環境と開発にかかわるあらゆる人々の認識を深め、その輪を広げていこうとする」と述べている。その後、これはアジェンダ 21 に引き継がれ、ヨーロッパ・アメリカでは相次いで、水資源開発の時代から水資源管理の時代へ政策転換が図られた。わが国の環境への取り組みは世界に先駆けて早かったのであるが、行政・制度的取り組みや政策への反映はやや遅れた。しかし、水資源分野においても、河川法が改正され河川環境の整備がようやく行政に反映されつつあるという段階にある。

その5は、国と地方の財政問題である。国と地方の債務残高は平成 17 年度に 800 兆円を超えた。これまで公共事業は、右肩上がりの経済成長の一つの支えとなってきたが、その事業費償還と維持管理経費が国民の肩に重くのしかかり、一方で、国や自治体の財政悪化から水道事業等への補助金の削減もあり、利水者が相次いで新規ダムからの撤退に踏み切ったのも当然のことであり、これ以上の財政負担に耐えきれないとの判断である。これまで水需要増に対応し、公共事業の名の下で水資源開発に走ってきたが、今後は財政の視点からも水需要管理による対応を基本とし、新規の水資源施設の開発を回避することに最大の力を尽くすことになる。これは自然のことだろう。

2.3 水需要管理の4本の柱

今後の法行政・制度の中に水需要管理を位置づけて、平成9年の河川法改正の意義を河川行政に反映し、整備事業計画でそれらを実施する基本的な枠組みを整えなければならない。それには次の4本の柱が必要である。

その1は、新たな総合水資源管理制度の創設である。水資源開発基本計画(フルプラン)はその制度が始まってほぼ半世紀が過ぎようとしている。水需要はこれまでの右肩上がりの傾向から、フルプラン体制始まって以来はじめて、減少傾向を示している。すなわち、わが国においても欧米の状況と同じように、水資源開発の時代は過ぎ、水資源管理の時代にあることを示している。現在淀川フルプランの改定作業が進められているが、水需要予測の見直し作業を含めて、すべての水資源計画は足踏み状態である。淀川水系フルプランはこの際根本的に見直されて、改定にとどまるのではなく、廃止されて新しい総合水資源管理制度を創設することも視野に入れて検

討されるべきである。そのパラダイム(規範)とするのが「水需要管理」である。

その2は、ソフトソリューション(新たな水資源施設の開発によらない対応)である。河川構造物はダムであれ堰であれ、河川の自然環境を破壊するものである。いまや新規の水資源施設によらない対応が可能であり、水需要と需要予測の精査確認、水利権の見直しと用途間転用、既設水資源施設の運用改善、渇水時の水融通等の水利調整は河川管理者がこれまで開発し、法律上も整備されている有力な手法であると考えられる。河川管理上の手続きの簡素化だけでも効果は大きい。さらに河川管理者が水需要管理に積極的に取り組むことになれば、これは流れを変える強力な一歩となるであろう。

その3は、環境コスト負担問題である。今後の河川整備計画には平成9年の河川法改正に謳われているように河川環境に重点を置く観点から、水需要抑制を推進することによって、これまで開発された水資源は相当量が水系の水環境へ還元される可能性が出てきている。水系の水環境に還元される水資源は、それぞれの利水者から見ると水利権許可の条件として開発事業費と維持管理費用を負担している、いわば「有価商品」である。ヨーロッパ・アメリカでも検討されている水価格制度を導入し、利水者が節水により生み出した未利用水を官民が協力して適正な水価格で買い上げ、河川環境に還元する方法である。

なお、環境流量および環境コスト負担については部会においても十分な討議はなされておらず、意見はまとめ切れていないことを付言しておく。

その4は、河川管理者が自治体・市民との連携・協働を進めることである。渇水対策会議の強化をはじめ水需要抑制や節水社会の創出は、水需要者の自らの創意工夫が必要であり、上意下達では実現できるものではない。自治体・市民との連携・協働が必要である。河川管理者の縦割り行政の弊害を補うものとして自治体の総合的な行政対応が必要である。水需要管理は一種の総合的な利水管理でもあるので自治体の役割は大きい。河川管理者は水需要管理を自治体・市民の協力を得て総合的な施策として取り組むべきである。

追記 2-1 環境コスト負担の一部救済措置

追記 2-2 淀川の環境流量について…河川生態学からの視点

追記 2-3 環境流量について…法行政、経済からの視点

追記 2-4 水価格制度

第3章 水需要管理の具体的施策の検討

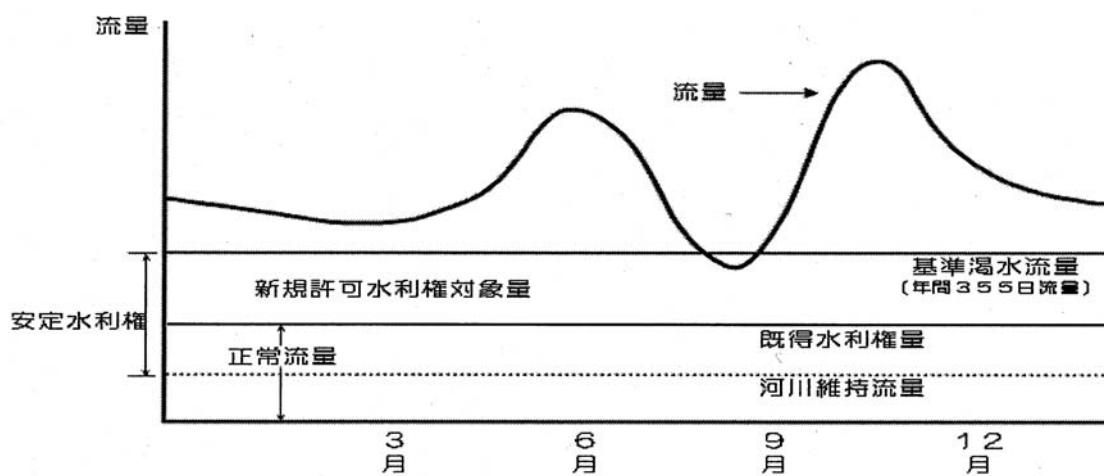
委員会および部会で検討されたさまざまな課題の中から主要なものを取り上げて、水需要管理に向けての現状と改善方向を述べる。

3.1 河川流量データおよび水収支分析重視の管理

利水管理に欠かせないのが流量データおよび各種利水の取水データである。淀川への主な流入量には琵琶湖から瀬田川洗堰放流・京都疏水取水・宇治発電取水、桂川の日吉ダム放流、木津川の高山ダム放流があり、その間に中小河川からの流入(残留域流量)がある。それに対して淀川からの流出は大阪湾に流入する一津屋流量、大川流量および大堰流量がある。さらに、上水道、工業水道、農業用水の取水があり、それらの還元流入量が加わる。それぞれの流入と流出のデータを収集し、分析することによって淀川全体の水収支すなわち水需給状況が把握でき、水需要管理の基礎的データとなる。反対にこの水収支分析が出来ないと実際の流量等が把握できず、効率的な利水管理は不可能である。

(1) 河川流況の把握

下の図では、基準点における、計画基準年の河川流況と基準渇水流量および他の利水計画に必要な項目とそれらの関係を示している。河川維持流量、既得水利権量、新規水利権対象量、基準渇水流量等が描かれている。この図から基準渇水流量と既得水利権量との差がまだダムの建設を必要としない新規水利権対象量となっている。淀川の場合は、既に、既得水利権量が基準渇水流量を超えているから(河水統制第1期事業でこの状態に達している)、新規に水利権を得ようとする利水者は新たにダムを建設して必要分だけ渇水流量を増強しなければならないのである。河川管理者は、水需要管理の実効をあげるため、これらの基準点の河川流況と基本データを公表し、一目瞭然で現在の利水状況が利水者、住民等に把握できるように心がける必要がある。



(2) 水需要の把握

水利権の精査確認では、水利権の許可期限時に、水利権更新手続きを行うが、利水者の水需要を把握し、適切な更新手続きを実施するのもまた、流量・取水量データの分析によってなされるものである。水利権許可水量と実際の取水量に乖離が生じている場合には、乖離の原因を分析し、水利権更新時に水利権の見直し・変更を実施することも水需要管理にとって重要な河

川管理者の役割である。

(3) 利水安全度について

利水安全度は、水資源開発計画の基礎となる概念であり、全国の河川の整備水準を一律に公平平等に保つために決められている。確率的に10年に1回の渇水を基準に「基準渇水流量」が決められ、この基準渇水流量の発現した年を「計画基準年」と定めて、前掲図に示すように、河川毎(実際はダム毎に)に基準点を設けて計画基準年の流況を定めている。この計画基準年の流況を基準として水資源開発計画が作成される。「わが国の利水安全度は10分の1である」と言うように表現される。淀川においてもダム毎に基準点を定めて、10分の1の利水安全度で水資源開発、すなわち、ダム事業計画が策定されている。

また、河川管理者は政策決定のための渇水シミュレーションを行い、近年の少雨化傾向により利水安全度が低下している、との説明に用いている。これに対して部会では強い疑義が出され、シミュレーションの考え方や条件設定・計算方法等の信頼性は薄く、これから導かれた近年の水源施設の実力低下はほとんど根拠をもたないと結論されている。ただし、これに対して河川管理者も責任を持ってある程度誠実にシミュレーションを行ったと思われる所以、実力低下があるとすれば、その実態が利水者や住民に徹底されることが重要である、との見解も出されている。淀川の河川流況が把握できる流量データを公表して、渇水シミュレーションの検証が必要である。

追記 3-1 少雨化傾向と利水安全度低下

(4) 枚方(高浜)基準点の確保流量と実管理

枚方(高浜)基準点は淀川本川の基準点であり、維持流量と確保流量が定められている。枚方基準点の流量は淀川大堰の完成後、淀川大堰の堰上げの影響を受けることになり、正確でなくなり、実用的には高浜基準点の流量が使われている。

実際の操作では、「瀬田川洗堰操作規則 第4章 流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための操作」において、「高山ダム、青蓮寺ダム及び日吉ダムからの供給と併せて、枚方地点において、かんがい期間にあっては毎秒 186.51 立方メートル、非かんがい期間にあっては毎秒 169.71 立方メートルを限度として必要な流量を確保するため、これに必要な流水を洗堰から放流しなければならない。」と枚方地点の確保流量が規定されている。実管理では維持流量に実際の取水量を合計した流量を、運用上の確保流量と設定し、操作管理の対象としている。

なお、農業用水は、かんがい期 186.51 m³/s から非かんがい期 169.71 m³/s を差し引いた 16.8m³/s と考えられているが、正常流量としては過大であり、農業用水の水利権の精査確認と取水実績に合わせて確保流量の見直しは必要である。

追記 3-2 正常流量と確保流量

(5) 渇水対策

渇水時の対策には過去の渇水時の流量データが重要で、客観的な流量データの分析が的確な渇水調整を可能にする。平成9年の河川法改正では第53条を改正して「水利用が困難となるおそれがある場合においては…」を追記して、渇水調整を現実に即して早期に実施することとした。渇水調整が早すぎると無用な措置となり、反対に遅すぎると渇水調整が間に合わないことになる。この判断を過去の渇水時の流量データをもとに行わなければならない。

(6) 大川維持流量とフラッシュ放流について

昭和39年、緊急暫定事業として長柄可動堰を改修し大川の維持用水のうち $10\text{m}^3/\text{s}$ が上水・工水に転用され、大川の維持用水は $70\text{m}^3/\text{s}$ から $60\text{m}^3/\text{s}$ に減量された。実際の運用において平常時は維持用水 $70\text{m}^3/\text{s}$ と利水分 $10\text{m}^3/\text{s}$ を送水し、大堰操作規則で規定する渴水状況に至ると維持用水は $60\text{m}^3/\text{s}$ に減量する操作管理(フラッシュ操作)が行われている。見方を変えると、平常時は $80\text{m}^3/\text{s}$ 、渴水時は $70\text{m}^3/\text{s}$ と管理されているように見える。考え方は、 $60\text{m}^3/\text{s}$ の維持用水と $10\text{m}^3/\text{s}$ の開発水量は安定水利権であり、平常時に運用される維持用水の $70\text{m}^3/\text{s}$ のうち $10\text{m}^3/\text{s}$ は運用とみなされる。渴水状況は大堰操作規則で定義されているが、 $10\text{m}^3/\text{s}$ の転用とは本来無関係のものである。豊水期の流量では特に問題とはならないが、琵琶湖の長期水位低下を抑制する目的を考慮すると少なくとも6月16日から10月15日の夏期制限水位期には本来の $60\text{m}^3/\text{s}$ で操作するべきであろう。

ただし、この期間フラッシュ放流を継続的に実施することによる、淀川本川への水位変動の河川環境への影響を精査する必要がある。

「淀川大堰等工事中操作規則 第3条の3」では、「この規則において「渴水時」とは、淀川大堰の全閉時に大堰上流水位観測所において、測定した水位(以下「大堰上流水位」という。)を 2.50 メートルに確保するため、旧淀川への放流量が毎秒 72.5 立方メートル以下のときをいう。渴水時にあたっては、「河口潮位に応じ旧淀川への放流量を毎秒 102.5 立方メートルから毎秒 42.5 立方メートルの範囲で調整し、1日の平均放流量が毎秒 62.5 立方メートルをくだらないようになると規定して、淀川大堰地点の渴水時の流況を旧淀川(大川)放流量 $72.5\text{m}^3/\text{s}$ 以下として、いわゆるフラッシュ放流を実施することを規定している。

渴水対策の早期化もすでに実施されている。すなわち近畿地方整備局では渴水になる恐れが生じた時点から淀川水系関係事務所間の調整を始め、状況に応じて関係機関との調整も実施しており、渴水調整の早期化がすでにある程度実施されている。この場合の枚方(高浜)基準点の「水利用が困難となるおそれがある場合」の流況を厳密に精査し、規定しておく必要がある。

追記3-3 フラッシュ操作の環境への影響

追記3-4 淀川大堰の環境への影響

(7) 異常渴水時の緊急水の補給

異常渴水に備えて渴水調整ダムが期待されている。異常渴水は、通常の利水安全度(確率的には10年に1回程度の渴水)を超える大きな渴水を言うのであるが、淀川水系では通常の利水安全度の確保が難しくなっている、と考えられている。言うまでもないが、琵琶湖水位が -0.9m を下回って、渴水調整の早期化が実施されても、利水計画上の渴水ではない。

異常渴水については、「瀬田川洗堰 操作規則第19条」(非常渴水時の操作)で「琵琶湖の水位が利用低水位を下回る場合における洗堰の操作については、建設大臣が関係府県知事の意見を聴いて決定する。」と規定されている。この場合の利用低水位は BSL-1.5m であると規定されている。非常渴水と異常渴水とは表現は異なるが同義語と解釈されている。すなわち、河川法(昭和39年)の「水利用が困難となった場合」、厳密には通常の渴水時(利水安全度 $1/10$)に想定された琵琶湖の貯水量がゼロとなった場合に相当し、瀬田川洗堰操作は関係府県知事の意

見を聴いて、緊急水の補給に着手される。この場合の緊急水は補償対策水位 BSL-2.00m までと推定される。琵琶湖開発事業で計画されたのは水利権水量 40m³/s と BSL-1.5m であり、さらに異常渇水に備えて、BSL-2.00m までが補償対策水位として与えられた。したがって、丹生ダムにおける異常渇水時の緊急水の確保(その琵琶湖への振り替え)は、ほとんど意味のない計画と言える(琵琶湖の低水位にかかる問題は別に検討する。)。

なお、付言すると平成4年から現在まで琵琶湖水位が-1.5m に達した年はなく、その意味では非常(異常)渇水は生じていないと言える。しかし、渇水調整の早期化が実施されており、いわゆる取水制限等の渇水調整は平成4年以降現在まで 3 回実施されている。これは琵琶湖水位が-1m に達すると、異常渇水の宣伝が行き届き、取水制限を含む渇水調整が先行するので、結局琵琶湖水位は-1m 程度で収まっている。これらの現実は、下流の利水者の水需要が予定されたように伸びず、操作規則制定(平成4年)前の水量で収まり、水利権量の 40m³/s には達していないことも原因の一つであり、渇水時の琵琶湖水位の低下も計画されたはるか手前で終了している。これらを総合して、新規の利水計画や上述の「異常渇水時の緊急水補給」を口実としたダム事業には無理があると思われる。

3.2 水需要管理のソフトソリューション

水需要管理の大義は、水需要の精査確認と将来の水需要予測を再評価すること、並びに水系の水環境を改善・向上し、新規水需要に対して新たな水源開発によらず水利転用等ソフトソリューションによって対応することである。下の表は、河川管理者が聞き取り調査を行った、利水者のダム参画に関する現況である。淀川水系では5ダムに新規利水が予定されていたが、この調査結果のように、川上ダムおよび天ヶ瀬再開発の一部を除き、全てのダム事業から利水者は撤退の方向を明らかにしている。その理由は将来の水需要の下方修正と工業用水からの転用を実施することによるものである。

ダム参画に関する利水者の現況

利水者名	計画水源(単位 m ³ /s)	現在の状況
大阪府	丹生ダム 2.474 大戸川ダム 0.4	水需要の下方修正および転用により、ダムから撤退する方向
阪神水道 企業団	丹生ダム 0.556 余野川ダム 1.042	水需要の下方修正および転用により、ダムから撤退する方向
京都府	丹生ダム 0.2 大戸川ダム 0.1 天ヶ瀬再開発 0.6	水需要の見直し中、丹生ダム、大戸川ダムから撤退の可能性を含めて検討中 天ヶ瀬ダム再開発については参画の予定
大津市	大戸川ダム 0.0116	水需要の見直し中
三重県	川上ダム 0.6	下方修正して参画予定
奈良県	川上ダム 0.3	水需要の下方修正により、ダムから撤退する方向、
西宮市	川上ダム 0.211	水需要の下方修正および転用により、ダムから撤退する可能性を含めて検討中
箕面市	余野川ダム 0.113	大阪府営水道からの給水を受けることにより、撤退の方向

(1) 水需要の精査確認と水利権の用途間転用

淀川水系の水需要の精査確認は、水利権の更新時に行うとして、その一部が公表されている。しかしながら、淀川下流域の阪神地区の水需要量の合計値がグラフで示されている程度であるので、詳しくは検討できないが、水利権水量と年最大取水量の乖離が大きいことが分かる。グラフの読み取りから、平成15年の実績では水利権水量830万m³/日に対して需要量の最大値は570万m³/日、その差は260万m³/日に達している。

これらの傾向は一過性のものではなく構造的な長期的な傾向と理解され、工業用水から上水道への水利権の転用が期待されている。また、将来の水需要の下方修正を行い、工業用水の転用を希望している利水者もある。

水利権の転用についてはその手続きが極めて面倒であり、河川管理者の対応も不十分で積極性に欠けていると言われている。水利権転用の考え方と手続きについて河川管理者の有効適切な取り組みとその公表が望まれている。

次の表は部会が提案した水利権等転用に関する考え方を整理したものである。

- ①は水利権と水源施設の転用を伴わず、渇水時等に一時的に転用される場合である。渇水期間を限定的にとらえる場合(1-1)と、長めにとらえる場合(1-2)のケースが考えられる。これらは権利そのものに変更はないので、河川管理者への届け出でよいと思われる。
- ②は水利権の転用を行うが、2-1の場合はダム等の水源施設の使用権は転用せずそのままにする、2-2の場合はダム等の施設の権利を伴わない水利権の場合で、慣行水利権や河水統制事業前の水利権はこれにあてはまる。河川管理者の許可を取る必要がある。
- ③はダム等の施設の権利を伴う水利権を水利権と施設の権利を全部移転する場合である。②と同様に河川管理者の許可を取る必要がある。

それぞれ水利権等の安定性が異なるので、①から②を経て③の完全なる転用に至るまで一定の時間をかけて試行しながら利水者間同士の合意のもとで転用の条件や期間等を取り決め水使用の合理的な運用が円滑に推進されるよう、河川管理者のソフトソリューション対応が望まれるのである。

河川管理者の許可を必要とするケースは②と③に限定して、①の場合は届け出を承認するよう、手続きの簡素化により、水利権転用の道を開くべきである。河川管理者はより安定した水利権を社会のニーズに順応しながら承認・許可する制度的枠組みを構築するべきである。

水利権転用の考え方

		水利権	水源施設等の使用権	期間
①	1-1 臨時転用	転用なし	移転なし	渇水時の臨時的契約
	1-2 期間契約転用	転用なし	移転なし	1~2年
②	2-1 水利権転用	転用あり	移転なし	水利権更新時に再契約
	2-2 水利権転用	転用あり	水源施設のない水利権	水利権更新時に再契約
③	3 水利権・使用権転用	転用あり	移転あり	水利権更新時に再契約

(2) 河川法第 53 条および第 53 条の2について

平成9年の河川法改正の第 53 条が改訂され、53 条の2が追加された。この考え方は水需要管理の一つの柱であるソフトソリューションを法の下で円滑に実施できるよう利水管理制度が改められたと見てよい。

第 53 条は、「渇水時における水利使用の調整」である。いわゆる、渇水調整の早期化である。旧法の「水利使用が困難になった場合」では渇水調整が間に合わず、また、渇水調整の幅も極めて限定的になる。そこで「困難になるおそれがある場合」を追加して、なお一層の早期の渇水調整の実施を推進することにしたものである。さらに、河川管理者の保有する情報が渇水調整に取って非常に重要となることに鑑み渇水調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない旨を規定している。今後「渇水対策会議」は公開の会議として、河川管理者の情報を広く一般に提供し、水需要者の節水協力を得ることは、水需要抑制に極めて有効である。

第 53 条の2は、「「渇水時における水使用の特例」が追加されたものである。渇水調整には水使用者間の水融通の円滑化を図るため、河川管理者の承認のもとで、簡易な手続きにより、水使用者が水使用の困難となった他の水使用者に自己の水利使用を行わせることができる制度が創設されたのである。また、これを具体化するため、厚生労働省では平成 16 年度の予算において、非常時に広域圏域や都道府県のエリアを越えた水道水の総合的融通を図るための緊急時用の連絡管設置を補助対象とすることを通達している。

これらの流れは、水需要管理制度の法的・行政的対応として利水者から高い評価を受けているところである。

(3) 基準点確保流量および既設水源施設の運用の見直し ローカル利水

日吉ダムでは、平成12 年渇水時に渇水連絡調整会議での合意のもと、新町下地点のかんがい期確保流量を $6.46\text{m}^3/\text{s}$ から $5.00\text{m}^3/\text{s}$ へ減量運用を行ったところ、利水への影響が見られなかった。平成13年度以降においては、平成 12 年渇水の経験を踏まえ、利水への影響が判明した場合は新町下地点のかんがい期確保流量を $6.46\text{m}^3/\text{s}$ に戻すことを条件に、同地点での確保流量 $5.00\text{m}^3/\text{s}$ 運用を行っている。この減量は、桂川流域の多くの利水者の協力を得て水需要抑制が行われたものであるが、日吉ダムの貯水の効率的運用が可能となり、多くの利水者に支障を来すことなく、利水者にとっても渇水の軽減に効果的な運用であることが確認された。

日吉ダムに限らず、木津川水系のダム群においても同様に、ダム下流の基準点確保流量を維持するために、一定の放流を優先的に行う、ローカル利水ルールが適用されているが、農業用水等の取水とその還元量を詳細に調査し、ローカル利水関係者との合意の上でダム貯水の効率的利水管理を行うことは渇水の軽減に極めて効果的な運用と言える。

追記 3-5 基準点正常流量の見直し

3.3 水需要管理のソフトソリューションの例題

三重県企業庁が推進している伊賀水道用水供給事業はソフトソリューションを考える好例であり、開発主義を反省して水需要管理を実現するトレーニングでもある。三重県において、諸手続を経ているとはいえ、河川管理者のもとで事業主体(三重県企業庁)、水道管理者(伊賀市水道)、水需要者(市民・企業)等関係者が集って、事業再検討会議を開催して欲しい。工事はその結果

をまってからでも決して遅くない。なお、この項の具体的な検討はダム WG で行うのでダム WG への提案内容の説明に止める。

(1) 三重県伊賀水道用水供給事業の新規利水について

川上ダムに予定されている、新規利水は伊賀水道用水供給事業の 28,750m³/日である。その内容を、現在(平成 14 年)の水道事業と伊賀水道用水供給事業計画(平成 30 年)の比較で見ると、下の表のように伊賀市(旧上野市、伊賀町、阿山町、青山町、島ヶ原村、大山田村の合計値)の1日最大給水量の不足分 14,270m³/日と自己水源の廃止分 14,294m³/日の合計値である。

現在(平成 14 年)の水道事業と伊賀用水計画(平成 30 年)の比較

	平成 14 年	平成 30 年	増 減
給水人口(人)	87,649	91,888	4,239
一日平均給水量(m ³ /日)	39,332	50,086	10,754
一日最大給水量(m ³ /日)	48,363	62,633	14,270
自己水源(m ³ /日)	48,363	34,069	-14,294

伊賀市は、人口増は少ないものの、将来工場等の誘致によって工業系の需要が大幅に伸びる計画を立てている。新規需要量(14,270m³/日)のうち工業系水需要量は 7,100m³/日である。

なお、経済産業省の 2030 年経済規模予測では将来人口は-26.2%および域内総生産額は-23%と予測されている。これらの将来予測は不確定要素を含むものの、水需要量のさらなる精査確認が必要であると思われる。

(2) 河川自流からの取水および農業用水の転用

農業用水との調整について見ると、取水予定地点の森井堰を含む木津川および前深瀬川の農業用水の水利権は最大で 21.6 万 m³/日、常時 17.3 万 m³/日である。農業用水の近代化と伊賀水道用水供給事業との合同堰堤を建設して、農業用水の一部を転用して水道水源とする水利調整を図るべきである。伊賀市北部地域の水道水源は同様に服部川、柘植川の農業用水と協力して別に確保することも考えられる。この場合、基準点を岩倉水位観測所に移すと木津川と服部川、柘植川も合わせて調整が出来るので農業用水との調整や伊賀市全体の河川計画を立てるにも都合がよい。

岩倉水位観測所において 3m³/s (28 万 m³/日)を下回る日数

S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5
46	51	25	51	17	9	24	0	0	11
H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
55	53	80	9	0	0	0	1	3	0

岩倉水位観測所において 0.3m³/s (2.8 万 m³/日)を下回る日数

S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5
4	0	0	4	1	0	1	0	0	0
H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
0	0	6	0	0	0	0	0	0	0

上の二つの表は、岩倉地点での渴水流量(上表)と伊賀水道用水供給事業に必要な 2.8 万 m³/日(下表)をそれぞれ下回る日数を見たものである。岩倉地点での渴水自流量は公表されていないので、推定ではあるが約 28 万 m³/日と考える(岩倉地点の集水面積約 497km² と渴水比流量約 0.7 から計算すると約 3m³/s である)と、上の表のように、20 年間で 10 年程度 10 日以上下回る。これは農業用水の代掻き田植え時期の集中によるピーク取水の結果であると推定される。この結果からは厳しい渴水状況が認められ。しかし、下の表から明らかのように、伊賀水道用水供給事業として必要な 2.8 万 m³/日(計画上の 10 年に 1 回程度の渴水)はクリア一できるので、自流取水の可能性の検討および農業用水の一部転用も考慮して水利調整を実施することが良策であると思われる。

(3) 淀川下流(阪神地区)利水からの水融通

水資源機構は木津川上流の 5 ダム群を総合管理している。この総合管理の利点を生かして、5ダムに許可されている淀川下流の上水の水利権の一部転用を行った上で、河川法第 53 条の 2 の「渴水時の水融通」に備えるため、近隣のダムから木津川本川に渴水補給の連絡管を設置する。具体的には前深瀬川に一番近い比奈知ダムから約 1.5km の連絡管をとおして、阪神地域へ送水される 63 万 m³/日の一部を緊急時の水融通の円滑な推進のケースとして実施することが可能である。この場合水利権の転用などの手続きも必要なくダムによる環境破壊もなく、かつ、地方都市の経済基盤からしても十分経済的であり厚生労働省の推進する事業とも合致している。

(4) 大阪市・京都府との水利調整

京都府は比奈知ダムに 0.6m³/s の水利権を獲得している。三重県が川上ダムに求めている水利権(0.358m³/s)に相当する水利権を京都府から譲り受け、比奈知ダムから導水する方法がある。なお、京都府は三重県に譲渡した水利権量を青連寺ダムに水利権を持つ大阪市(1.035m³/s)から譲り受けることにより、三者の水利調整は可能であると考えられる。

追記 3-6 ダム群連携事業

3.4 環境との関係

(1) 阪神地区の水需要の傾向

水道事業者から公表されている資料によると、阪神地区の主な利水者の水利権水量と取水実績は下の表のようになる。合計水利権水量 724.4 万 m³/日に対して未利用水の合計は1日最大取水量では 212.3m³/日、日平均取水量では 304.4 万 m³/日である。未利用水の割合はそれぞれ 29.3%、42.0% である。

平成16年度 阪神地区の主な利水者の水利権水量と取水実績 (単位 万 m³/日)

利水者	水利権水量	1日最大取水量	1日平均取水量
大阪市上水	267.6	166.5	138.0
大阪市工水	30.6	12.9	9.5
大阪府上水	222.8	200.7	158.6
大阪府工水	84.0	43.5	37.4
阪神水道上水	119.4	88.5	76.5
合計	724.4	512.1	420.0

未利用水発生の原因はつぎのような事情が考えられる。上水においては、節水キャンペーンおよび水道料金の改定による家庭の節水意識が高まっていること、家電製品の洗濯機、皿洗い機、ユニットバス(給湯設備)等の節水機器が普及していること。大口需要者(病院、スーパー、レストラン等)は地下水による専用水道の設置により水道の受水量を減量している。また、近年の渇水時における渇水調整の早期化によって渇水対策が早期化・長期化していることも影響している。工業用水においても、節水意識は高く、製造業の都心部からの移転が大きく影響を与えていること、などである。

(2) 利水者の経営

水道事業管理部門では、平成4年から琵琶湖開発事業の償還が始まり、固定費の支出に占める割合が急に大きくなり、全体でもコストアップとなって経営事情が悪化している。水道事業者はこれらを関係自治体からの繰り出し金と水道料金の改定でまかなっているが、上のような給水量の低下は料金収入の低下となり、料金の改定は需要量の減少につながり水道事業者にとっては悪循環になっている。さらに、ダムや琵琶湖開発事業には施設管理分担金が課せられるので、それらの費用負担もコストアップの要因の一つである。

(3) 水利権

工業用水の取水量は激減していて、工水から上水への水利権の転用を希望している。すでに臨海工業用水企業団は平成15年に解散し、水利権等処分が行われた。大阪府は16万m³/日のうち、12.7万m³/日を取得するため、手続きを行っている。残りの3.3万m³/日は淀川大堰開発分(0.380m³/s)で留保されている。さらに大阪府は府の工水の一部を上水に転用する手続きを行っている。これらの転用手続きによって大阪府は事業中のダムからの撤退することになった。阪神水道企業団においても同様に工水の転用によって事業中のダムからの撤退を行う予定である。

水需要と水利権の精査によって水需要抑制がある程度確認され、工水から上水へ水利権転用が実施されることになり「水需要管理」が進められている、実態が明らかとなった。

なお、上記以外の淀川大堰にかかる工水の利用率の低下が認められている。これらの水権利処分およびその有効利用について検討する必要がある。同様に淀川下流の農業用水の取水の実態も明らかにして、これら遊休水利権の転用を含む合理的な運用が期待される。

(4) 料金制度 負担金

水道料金制度には2つの考え方がある。一つは工業用水や阪神水道企業団が採用している責任水量制で、もう一つは使用水量制である。使用水量制は節水すると料金に反映され需要者には都合がよいが、事業者には料金収入が安定しない。責任水量制では料金収入は安定するが節水の動機が失われるので、水需要抑制には効果は薄い。

前述のように、ダム等の水源施設の事業償還金と年々の維持管理費も水道事業者の経営には問題をもたらす。

ダム等の水源施設の維持管理費は、共同利用者の費用振り分けに基づいて毎年の維持管理を分担金の形で利水者が施設管理者に支払っている。使用水量とは関係なく固定して支払われるので、ダム等の使用実績は反映されない。

事業償還金は利息を合わせた23年の元利均等返済である。この事業負担金の元金が簿価と呼ばれて、水利権の価格評価である。従って、水利権の転用にはこの簿価が小さいほど転用を受ける側は有利であるが、転用元は簿価が大きい水利権を転用対象としたほうが有利である。

なお、河水統制事業以前の水利権や慣行水利権は水源施設を持たない、いわゆる自流取水である。これらの転用には水源施設にかかる権利調整は不要で水利権転用の許可だけで十分であり、それだけ転用手続きが簡単であるが利水者は無料の水利権を手放すことはなかろう。

(5) 環境コスト負担

淀川下流部では水需要抑制が相当進んでおり、水利権と実際の利用水量にはピーク使用実績の比較で、平成16年には233.7万m³/日に達している。これを単純に1年間に積算すると約8億5千万m³に達する。年間の総量は1日平均取水量との差で表れるのであるから約11億m³になる。国土交通省では、水利権ベースではなく実際の取水量をベースに施設操作管理を実施している。すなわち、未利用水も含めて水資源を無駄に大阪湾に流すことなく、需要管理が行われているのである。単純な比較ではあるが11億m³もの水資源の大部分は琵琶湖とダム群に貯留されていると考えてよい。

もし、この貯留水量が河川環境の保全、河川生態系の回復に活用されたならば水需要抑制の社会的貢献は大変大きなものと言える。実際に、琵琶湖の水位は淀川下流の節水によって一定のレベルで維持されていることは、これまでの中小規模の渇水の経験からも立証されている。

本来、下流の利水者が給水を予定していた10億m³を超える水資源が利水者および水需要者の節水・水需要抑制によって生み出され、それを河川管理者と水資源機構の需要管理によって琵琶湖・ダム群に貯留され、環境へ振り向けられたのであるから、この環境に振り向けられた環境便益に対して、応分の負担があつてよい。これは高度に発達した河川においてはこの応分の負担なくして河川環境の保全や河川生態系の回復は極めて困難であり、流域住民や自治体共通の課題として取り組む必要がある。環境の回復と保全にはコストがかかり、健全な河川環境を維持するには自治体や流域住民の理解と協力が是非に必要なのである。

前述のように、利水者は水需要の減少とともに収入が減少し、経営事情が悪化している。水道料金の値上げも限界がある。利水者は何とかもっと水を使って欲しい、すなわち、節水ではなく需要を伸ばしたいと思うのも自然である。このトレードオフの矛盾を解く鍵は水需要抑制が進むほど利水者の経営が改善され、河川環境の保全も進む道を選ぶしかない。

(6) 水系の水環境の改善・向上

河川・水路の水環境の改善・向上が重要であることは上述のとおりであるが、これまで環境的観点から水位や水量等が河川や水路ごとにかつ具体に論じられてきていない。このことは降雨が自然現象であり、したがって水の過不足は不可抗力であるので不思議ではない。しかしながら、水系にダムなど既設の水資源施設があり、また慣行的な扱いで長年放置同然にされてきた水資源があるとき、水需要管理の視点に立ち水系内の河川・水路の望ましい水量水位等を求めてこれを目標とし、その達成の戦略として総水需要を抑制し利水を調整することは重要である。換言すれば、水需要管理は抑制と調整にとどまらず望ましい水環境の達成を目指すべきである。このためには、1)関係者が共通認識をもつて、2)一斉にかつ作業を分担して、3)水系内の水循環の実態を調査するとともに今後の需要動向を考察し、4)諸河川・水路の水循環の軽重を議論

して、5)水系の適正な水配分計画を策定することが肝要である。

追記 3-7 河川環境の保全に必要な河川流量について

追記 3-8 地下水利用(専用水道)について

3.5 治水との関係

琵琶湖の洪水は淀川の洪水から遅れて水位のピークを迎える。すなわち、淀川の洪水時はまだ琵琶湖の水位のピークに達していないので、琵琶湖からの流出を抑えるため、洗堰の放流を制限することとしており、これにより琵琶湖の水位は上昇する。下流河川の洪水が終了すると琵琶湖の水位を下げる操作を始める。従って、琵琶湖の治水対策は、水位をなるべく低くすることと、洪水調節後なるべく早く水位低下を図ることである。前者は迎洪水位の低下で、後者は疎通能力の拡大にかかわっている。

(1) 夏期制限水位と異常水位低下の関係

琵琶湖の夏期制限水位は6月 16 日から-0.2m、9月 1 日から 10 月 15 日まで-0.3m に管理されている。迎洪水位を下げ、計画高水位 BSL+1.4m までとして治水対策としている。

迎洪水位を操作規則で規定された制限水位よりさらに下げるとは、治水にとって安全側であるが、利水と環境にとって大きなマイナス要因である。40m³/s の利水を確保するためには渇水年には長期の水位低下は今後も避けられない状況である。

長期の低水位を回避するには、夏期制限水位を上げるか、利水放流を制限するかどちらかである。しかしながら、治水と利水の両面で、上下流間で合意されているので、制限水位の変更を操作規則に位置づけるのは簡単にはいかない。

(2) 制限水位の柔軟な運用

淀川本川や宇治川など下流が危険なときは、瀬田川洗堰は操作規則に従い、放流制限や全閉操作を行うことになっている。この期間は琵琶湖の水位は上昇するが、計画高水位+1.4m までは計画上は利用可能である。しかし、現実は常時満水位+30cm を上回るような降雨があると農地の浸水が発生し始め、+0.8m を超える洪水で家屋の浸水被害が発生する部分が残されており、計画高水に対する湖岸治水対策は万全ではない。

一方、淀川本川の洪水が引くと洗堰からの全開放流がはじまる。いわゆる後期放流において、琵琶湖水位をできる限り早く下げたいのであるが、そのボトルネックとなるのが、塔の島の流下能力である。ネックを広げる計画は伝統的景観を壊すことになるとして、地元から強い反対を受けている。

さらに、夏期制限水位を 6 月 16 日に-0.2m に下げるとは、利水と環境面からマイナスの影響が強い。水位管理操作から見ると、6 月 16 日以前は大量の放流をして水位を下げ、6 月 16 日以降は、一転して放流を抑制して水位維持に努めるという、琵琶湖と言う大規模な自然に対して、きわめて不自然な状況を作らざるを得ないのである。常水位を-0.2m(-0.3m)に下げるとは、それだけ琵琶湖の渇水を早期化することを意味するから、利用低水位(補償対策水位)を当然のように受け入れないと利水計画は完結しない。同時に、この長期の低水位は琵琶湖の自然環境を著しく悪化させるのであるから、治水計画・利水計画と環境保全とは二律背反することになる。

これらを「瀬田川洗堰操作規則」一本で操作管理するのが琵琶湖(総合)開発事業後の体制

である。操作規則を超えた「順応的」管理が期待されるが、利水治水のこれまでの経験から、順応的管理を安易に認めるとそれ自身が慣行化し、既得権益が侵害される危惧の念が払拭されず、利害関係者は「瀬田川洗堰操作規則」こそが、権利の具体的な内容であるとして順応的管理は認めないであろう。

要するに、利害関係者の利害を超えた利用調整を図ることが必要であり、「提言」でいう人間生存の条件にまで及んで理解を得ることが必要となるのであろう。治水利水の技術的な調整の枠を超えて、根源的な課題を含んだ「社会的合意」の形成を必要とするのであるから、神ならぬ人の世の合意形成は「住民意見の反映」というわけには行かないように思われる。

追記 3-9 ダムの事前(予備)放流

第4章 新たな淀川利水管理にむけて自治体・市民の役割

4.1 渇水対策会議の強化

淀川水系では、渇水対策会議が組織され、関係機関代表者で構成されている。渇水状況になると開催され、利水者間で取水制限等を取り決めている。水需要管理を推進するには、これを常設会議として渇水対策を含めて、水需要抑制のための施策を調査検討し、関係機関に働きかけるよう機能を強化することが重要である。

河川管理者は基礎案(利水一1-4)において「渇水対策会議を改正」して、「従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。利水者、自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。」と記述している。

渇水対策会議を「従来、渇水時ののみの会議として開催してきたものを、水需要抑制対策を含め総合的に検討する」ということは、堰の操作やダムの運転管理に伴う課題、「環境流量」の記述で触れた未利用水の環境への還元や「節水」を含む水需要管理の実現の課題など、幅広く活動を強化するものとして評価できる。渇水対策会議を組織する構成員には利水関係の専門家、学識経験者を加えて、将来は技術的な検討材料と検討の場を提供する独立した第三者組織の設立への道筋ができることが期待される。

追記 4-1 「節水」について

4.2 自治体と地域政策の中で行う水需要管理

水需要管理の一環として節水対策を進めていくためには、府・県や市などが主体的かつ総合的に取り組むことも必要である。つまり、府・県知事や市長がその権限の範囲で節水を包括的な重点政策課題として掲げ、全部局が一体となってその地域の中で節水が進むように対策を講じていくことが考えられる。

そのためには節水の必要性やそれが実現可能な社会のビジョンが府民・県民、市民に支持されるとともに、実行にあたって協力が得られることが前提である。この意味で、福岡市が、平成15年7月から実施している「節水推進条例」が参考になる。福岡市の事例が成果を挙げてきている理由の第一は、渇水が市民や企業をはじめとする水利用者に自身の切実な問題として受け止められていた。第二は、その政策を実行するための具体的な制度的枠組として節水推進条例を議会で議論し、議決を経て制定・施行したという点である。第三は、節水は水道部局だけではなく、下水道、建設・建築行政部局などにまたがった包括的施策として実行できる仕組みが保証されていることである。第四は、施設や器具の設置等ハード対策に関することだけではなく、そのようなルールが公平に守られているかどうかをチェックする情報公開などのソフトな対策を併せて講じている、ことなどである。

淀川水系では渇水問題が福岡市ほど切実で身近な問題として人々が受け止めていない状況

である。実践を想定した節水ビジョンを合意するためには、地方行政だけではない、広範な市民や企業の参画による節水意識を高める社会的啓発運動がまず不可欠であろう。その場合、単に節水にとどまらず、水需要管理がめざす持続的成長可能な淀川水系の地域ビジョンが適切な地域単位ごとに連携する形で社会的に受け入れられるものになっていくことが求められる。委員会の本提言の公表にはそのような意義と責務があると考えられる。

留意点を次の二点にまとめた。

- ①節水を進めることで水使用量が減ることは水道料金収入に依存して独立採算経営を行っている水道管理者の経営を圧迫する。これに対して何らかのバランスをとる方策が併せて実施されることが必要である。水需要管理の一環として節水を推進するための社会的コストだとみなして、それを当該地方自治体単位の税金で補填するなどの財政的対応が併せてなされなければならない。あるいは淀川水系の河川行政の重点的政策の一環として位置づけて国民全体が税金で負担するという考え方もありうるであろう。
- ②利水者である水道企業体や水道部局、あるいは末端の水利用者である市民・町民や企業などが節水に協力していくような誘引と規制・抑制の両面を工夫し、導入していくことが必要である。誘引としては、節水協力企業の公表、住居や事業所における雨水利用促進のための公的補助や税制上の優遇措置などが考えられる。また、節水が進むように水道料金の価格を使用量に対して今以上に逓増型にすることも効果があろうが、そのためには節水が進むことで水道収入が下がる可能性がある。用水依存型産業の立地が結果的に抑制され、離れていくリスクがあるが、それと反対に節水協力型産業の立地を促進することで、地域的にはより望ましい社会になっていくとも考えられる。この点について、政策論的な論争と合意が不可欠になってくるであろう。

追記 4-2 福岡市節水推進条例の要点

4.3 試行モデル、社会実験、ベンチマーク方式

節水型社会のビジョンや政策とその制度的枠組みを現実に導入しようとしても多くの障害があってすぐには実現できない。特に、地域社会全体の意識変化や価値観の転換にはそれなりに時間がかかる。その場合、現実的な戦略として、一定の地域や時間を限定して、その効果が実感できる範囲である種の「試行モデル実験」を行うことが考えられる。

たとえば、特定の市町村単位で多様な水利用者の節水に対する協力度を指標化してその都度、モニターして広報やウェブで公表するという方法なども考えられる。さらに、あらかじめ一定の期間を限定して節水達成度を目標として掲げて公表し、上記の指標に基づいて実際の節水達成度と比較し、何がまだ課題であるのかを地域診断して、関係する水利用者間で更なる改善や抜本の方策の転換を図ることを繰り替えし試行することが有効であろう。このような地域単位での試行実験を「社会実験」と呼んで、国土交通省では制度化しモデル地域を選定して多様な試みが行われている。この特色は、社会的にそれなりに受け入れられて成り立つことが確認されたものは「成功モデル」として今後他の地域にもさらに普及を図り、それらのノウハウを踏まえて、新しい制度を設計することにつなげるというものである。また試行した結果、(少なくとも今の段階では)社会になじまないものは、それも学習効果としてノウハウとした上で、当面はその試行を取りや

めることになる。

なおこのようにわが国で今社会実験と呼び始めている多様な社会システムの試行方式の原型としては、米国の諸州で1990年代になったものが参考になる。たとえばベンチマーク方式(オレゴンベンチマーク、フロリダベンチマーク等)、マイルストーン方式(ミネソタマイルストーン)などが挙げられる。これは上述の社会実験と比べてより包括的かつ広域的で実施されている。また、地域(州)の共通ビジョンと住民意見を多様な形で取り入れて設定し、これを住民の優先順位の参照指標として政策調整や予算計画に反映するという考え方を取り入れている。そこには政府の説明責任や住民参加の米国流市民社会の文化や制度が裏づけとしてある。従ってその導入にはわが国や各地域の特殊性を十分に勘案し、適応させたアプローチが必要になってくると考えられる。

もう一つ関連する実践的施策として、米国などの渇水対策シミュレーターの開発と活用があげられよう。これは多様なシナリオに基づくある種の渇水対策会議用の疑似体験モデルを用いて、何時起るかもしれないさまざまな規模の渇水に対して当事者が共有できる体験とノウハウの共有化を図る政策・対策コミュニケーションの場とそれを保障する体制づくりでもある。これらは上述の試行モデルの一つとして、たとえば河川行政当局を中心となって関連府県や市町村やその他の水利関係者などを参画させて取り掛かれるものであろう。

追記 4-3 参考文献およびウェブサイト

おわりに

水供給管理から水需要管理へ、治水・利水優先の施策から「河川環境の整備と保全」も重視した施策への転換が求められている。20～30年後を展望して、水需要管理が河川整備計画に反映され実施されるためには、次の諸点の検討が必要である。

- ①水資源開発促進法に基づいて水需要の将来予測を積み上げる供給管理(フルプラン体制)から水需要管理に重点を置いた総合的利水行政に転換する必要がある。すなわち、淀川フルプランは形式的にも実質的にも、内実はなくなつたと見てよい。地方整備局だけでできるものではないが、淀川フルプランに変わる、「総合水資源管理制度」を創設して、今後の水資源管理、利水管理の制度的枠組みを構築するべきである。
- ②施設建設を中心とする開発対応から、施設の建設によらない対応（ソフトソリューション）に転換する必要がある。今後、新たな水需要が発生することがあろう。施設建設によらない対応(ソフトソリューション)を実行するべきである。また、少雨化傾向による利水安全度の低下が示されているが、これに対しても節水、水需要抑制を積極的に進める水需要管理で対応することが強く望まれる。
- ③需要抑制により生み出された環境用水に対して環境コスト負担のあり方を検討し、水需要抑制を促進する経済的インセンティブや社会的な誘導施策を導入する必要がある。すなわち、利水者への働きかけ・誘導による節水から生じた、未利用水の河川への還元には、開発コスト負担を如何に考慮するか、が今後の課題である。環境コスト負担や社会的支援施策を確立する必要がある。
- ④河川管理者と自治体・市民との連携・協働を促進する。渇水対策会議の強化など水需要抑制やさまざまな形の社会実験を河川管理者と自治体と市民とが連携・協働して意欲的に取り組むことが期待される。

これらの提案はまだ検討途上にあると言ってよい。1.環境コスト負担問題、2.近年の水資源供給実力を説明するシミュレーション、利水安全度の低下問題、3.事業中のダムに関わる利水問題、特に川上ダムの新規利水についての代替案や丹生ダムに係わる異常渇水時の緊急水の補給問題、4.自治体・市民との連携・協働、などは課題の指摘にとどまり、具体的な処方は示し切れていない。次期委員会に引き続き検討をお願いしたい。

本提言では、水需要抑制を柱とする水需要管理への転換が求められている状況の下で、それを実現するための具体的提案を行ったものである。さらに、今後の課題として、河川行政の進化に役立つと思われる示唆に富む海外先進事例も紹介した。新たな行政手法の開発に生かしてほしい。

大きな転換点にあっては、現行河川管理の壁や境界を踏み越えることは避けられなか

った。そのため、フルプラン体制問題、環境コスト負担問題、自治体との連携の問題等河川管理者の権限を超えた内容を含むことになった。河川管理者は、権限を超える内容を含むが故に本提言に拒否反応を示すのではなく、今後の水需要管理に生かすことのできる内容は可能な限り汲み上げて、河川整備計画に反映するよう努めてもらいたい。

水資源開発か水需要管理かの岐路にあって、なお従来の道に決別しきれない状況がある。新たに提起された「利水安全度の低下」は水資源開発への道に引き戻す危険性をはらんでいる。水需要管理での対応を最優先し、最善を尽くすべきである。時代の流れを逆流させてはならない。

河川行政に携わるすべての人々が、後世で高く評価されるであろうとの自負を秘めて、河川行政のバトンを次世代に手渡していくよう、時代の方向に違わない方策・施策を展開されんことを熱望する。

本提言が河川整備計画策定にいささかなりとも貢献できるなら、それは委員会・部会にとってこの上ない喜びである。

最後に、多大な資料の提供と時には緊張の議論を通じて疑問点・問題点の解明に応じていただいた河川管理者に対し深甚なる謝意を表したい。また、水資源機構、自治体、水道事業者、土地改良区、水ビジネスの事業者等多方面から、ご教示ご協力を賜った。記して関係各位に厚く御礼を申し述べ、おわりとする。

追記

追記 1-1 ポトマック川流域関係州委員会(ICPRB: *Interstate Commission on the Potomac River Basin*)

アメリカ合衆国のワシントン首都圏人口は、1930 年代に 70 万人弱だったが 1960 年に 2 百万人となり、1985 年に 5 百万人を越える予測が出された。予測人口に対する水需要量は、1966 年のポトマック川渇水時の低水流量を上回ることが分かり、アメリカ工兵隊は 1963 年に 16 箇所のダムサイト候補地を特定し、その建設によって将来の安定供給が可能になるとする計画を発表した。その後、地域のダム建設反対運動と財政難によってダム計画は 6 箇所に削減された。そのうちの一つ(Jennings Randolph Reservoir)が計画通り建設され 1981 年 9 月に運転が開始されたが、全体計画は財政的、技術的な問題と地域の反対運動のため頓挫した。一方、1970 年代初頭頃から、ジョンズホプキンズ大学の研究者グループが渇水調整に向けた様々な代替案の検討を行い、工兵隊の当初計画のごく一部、すなわち、上記の既存ダムと水道事業体が既に保持していた 2 つの貯水池を連携操作することで水道水と環境維持用水の両方の補給が可能だとした。その後、この報告をベースに関係機関により低水流量配分協定および水道調整協定が策定され、ポトマック川流域関係州委員会(ICPRB)が設置されることになった。首都圏には現在 3 つの水道供給事業体があり、ICPRB と密接な協力関係が確立されている。

ICPRB の主たる役割は水道調整協定を最大限に活用し、低水量配分協定を発動させることなく渇水対策を実現するように関連機関の機能を強化することにある。ICPRB の中に渇水訓練(*Drought Exercise*)を実施する協同水道供給操作部門(*Cooperative Water Supply Operations*、CO-OP)が設置され、渇水時に首都圏(410 万人)に水を供給するために、ポトマック本川の流量調整ダムと支流域に建設された 2 つの流量調整ダムからの取水を 3 事業体がどの様に連携操作を行うべきかを公開で検討する。ICPRB は、渇水期における水道システムの操作と利害関係者間の意思決定を課題に毎年 1 度一週間にわたって渇水訓練を行う。訓練はシミュレーションモデルによって渇水状況を再現し、その対応方針の理解と具体的な対応の実施について不測の事態に備えると共に、対応方針や手段の改善、若手人材の育成やベテラン人材の再講習を兼ねて行われる。具体的には、CO-OP は渇水シミュレーションシナリオの結果を使い、利用可能な河川水量と事業体が必要とする日取水量を調整し、それぞれの貯水池から河川に供給する仮想水量を決める。また、実際に放流水の流下時間の計測と関係者の意思疎通と操作訓練のため事業体がもっている 2 つの貯水池から一定量の水を流す訓練も行っている。ちなみに 2005 年の訓練は 9 月 28 日より 10 月 4 日にわたり行われた。2005 年 9 月のポトマック川の実際の流量は低く、CO-OP は渇水時操作マニュアル水量監視強化体制に入っていた。この体制下では水道事業体は CO-OP に日取水量データを提供し、CO-OP はそれを使って水道事業体の取水地点の上流部における流量を決定した。シミュレーション訓練においては、1930 年の渇水期のデータを使った。

実際の渇水時には CO-OP がダム運営委員会にダム操作手順を提案するが、この委員会は CO-OP の提案の採否を決定する権限をも付与されている。

参考文献: Erik R. Hagen, Julie E. Kiang and Cherie Schultz (2005), Report on the 2005 Drought Exercise, in ICPRB Website http://www.potomacriver.org/info_center/publicationspdf/ICPRB06-03.pdf
Erik Hagen, and Julie Kiang (2003), Interstate Commission on the Potomac River Basin(ICPRB) Water Supply, in Army Corps of Engineers Website <http://www.svp.iwr.usace.army.mil/icprbstudy.htm>

追記 2-1 環境コスト負担の一部救済措置

ここで環境コストとは、水道事業者が主導して節水を推進した結果、需要量低下による水道料金収入の低減といい、水道事業経営における水需要管理の負の影響をいう。

その負の影響・効果の一部を救済する措置として、河川管理者が水道事業者の申請を前提に、水資源開発施設の使用権付未利用水利権を買い上げる。買い上げ価格は制度化実施前にルール化する必要がある。水道事業者は、施設使用権の譲渡という遊休資産の処分により資金回収を図るとともに、年々負担している施設の維持管理費の負担から開放される。一方、河川管理者は取得した水資源開発施設の利水容量を新規利水に転用し、あるいは、治水容量に転用して治水の安全度を高めることができる。河川管理者の水利権管理の幅が広がると同時にケースバイケースで利水と治水および環境面での流水管理に順応的に対応することができる。

なお、河川管理者自体が上述の制度の中で果たす役割は河川管理上の業務に限定され、実際の制度運用は水資源機構に委ねることになる。

追記 2-2 淀川の環境流量について…河川生態学からの視点 1.

現在の淀川の流量は、宇治川が 71%、桂川と木津川が残り 29%をシェアしており、主に琵琶湖からの放流量が支配的である、といえる。枚方と淀川大堰の水位を観測して、淀川大堰からできるだけ余分な水を大阪湾に流さないように調節されている。このことは上流域に雨が降っても淀川の水位はあまり上昇しない、または晴天でも水位が上昇する場合があるということとなり、人為的な操作が加わり自然流況とは異なった流況となる場合がある。フナやコイの産卵は水位の上昇と共に誘発されるが、雨が降っても水位は上昇しないので産卵したくても産卵できない状況が人為操作によって生じることがある。

「水は人のものである」という視点からは合理的な管理であるが、一方、「水は人のものだけですか」の河川環境からみれば人中心の極めて不自然な管理である。本報告のまえがきに「河川管理者による効率的な施設操作管理によって、貴重な水資源が無駄に流されることなく、一定の効率的管理が実施されていることが確認され、」とあるが河川生態学からは同意しかねる。従って、操作管理は下流の取水量だけによって決めず実際の降雨変動に応じて、流量調整を自然流況に近づけることを考慮して、環境を復元する一定の環境流量を確保することが、第一歩であると判断される。

川は誰のものか…河川生態学からの視点 2.

川は自然物であり人類誕生以前から存在し、多くの生物がそこで生活を行ってきているという点で、人のためだけに存在するわけではない、したがって人が川の水を利用するにあたっては、自然の恵みを享受するという観点から、川の生物を含む特性をできるだけ変化させないように、持続的な利用を計ること。水需要をできるだけ抑制し、必要以上の取水をしないこと、取水した水はできるだけ川に返し循環を心がける等々が原則となる。しかし、従来川は水資源の開発場所として位置付けられ、できるだけ利用すべきものとして、ダムや堰を作り水の収奪が行われてきた。この結果として川を本来の生息・生育場所とする動植物に多大な影響を与えてきたことへの真摯な反省が新たな河川環境の破壊を未然に防ぐ方法である。

追記 2-3 環境流量について…法行政、経済からの視点

(1) 未利用水の河川への還元

琵琶湖淀川水系における既得水利権と水需要の変化に伴い未利用水(遊休水利権)が発生している。

未利用水の河川への還元について、その費用(便益)をどう定義すべきか、またその負担(享受)は誰がすべきか、考えてみよう。

環境流量の確保に伴う費用あるいは便益は、

- ①それが発生する時間的な基点を何処におくのか、
- ②環境流量の定義に何を含めるのかによって左右される。

(2) 環境流量の成立

時間的な基点については、「本来河川に存在した流水は自然に属していたものであるから、それを元に戻すことによって発生する費用を自然(あるいは自然に代わってそれを主張する人・組織)が負担する必要は無い」とし、基点を人間活動が存在する以前に置く主張が一極にある。他方、「新たに環境流量を生み出すことに伴って発生する費用、すなわち水供給の企・事業体などが被る損失あるいは水利用者が被る費用の増分は、その便益を享受する主体(この場合、環境流量を望む人・組織)が全て負担すべきである」として基点を現在の河川整備状況に置く主張が対極にある。この二極のどこに時間的基点を位置づけるかは社会的合意の問題である。前者に偏れば自然に有利になり、後者に偏れば自然環境に厳しくなる。

(3) 環境流量の経済評価

費用あるいは便益の定義は、実際の金銭の支払いあるいは収入を反映する「財務的(financial)評価」と、水に本来的に付存する全ての価値を反映する「経済(economic)価値評価」とに分けて考える必要がある。たとえば、「財務的評価」は前述の企・事業体が被る損失や水利用者が負担する費用など、実際に金銭のやりとりが行われるものを探し、市場で取引するか政府が適正な価格を設定して料金を徴収することで実現するものを言う。他方、「経済価値評価」は「財務的評価」における価値だけでなく、例えば景観や多様な生態系など、金額等の数量に反映されない価値までを含めて扱う。

未利用水を自然環境改善のために河川に戻すことに伴う費用負担の構造は、「財務的評価」で考えれば自然環境にとって厳しくなり、「経済価値評価」で考えれば自然環境にとって有利になる。結論から言えば、環境流量を「財務的評価」で扱うことは全く時代にそぐわない一方、「経済価値評価」を実際に適用して政策を形成するためには景観や生物多様性の価値の定量的評価が求められるため現実的でない。「経済価値評価」で対象とする価値を定性的に勘案し、地球環境の将来を見据えた政策を形成することが求められている、ということになる。

(4) 費用負担

また、誰がどの程度環境流量を実現する費用を負担すべきかについては、水利権とその取引を規定する法的な根拠と自然環境の保全を規定する法的な根拠との両者に関係する。市場を通した水利権の売買が認められている国の場合、特定の個人や団体が水利権を購入して環境流量として河川に戻すことは考えられる。「公共信託理論」に基づく法体系の場合、獲得した水利権は一旦それを管理する国などに返還されるというのが一般的である。一方、市場を通した水利権の売買自体が認められていない国の場合でも、法律でそれを義務づけることは可能である。スイス水保全法は河川の最低流量量を平均流量との比率で規定しているし、オーストラリアのマレー・ダーリン川流域では河川環境のため流量調整して一定の環境流量を補給することが決められている。その場合、負担すべき費用は税金で賄うと考えるのが妥当である。

(5) 地球環境の視点から

環境流量を実現する国の法制度の整備には、社会が納得するだけの説得材料が必要だが、国際的に

それを義務づける枠組み条約は存在しない。しかし、地球環境をめぐる国際的動向、たとえば2002年ヨハネスブルク地球サミットで採択されたMDG2000を実現するための計画(*The Plan of Implementation*)などは大きな役割を果たしつつある。我が国の場合も、水利権を管理する国土交通省が環境流量の実現にどう取り組むのか注目されるところであるが、国土交通省は国の水政策を統合的に掌握する権限を持っているわけではなく、従って、地球環境の将来を見据えて中立的な立場で環境流量の必要性を政策に反映することを全面的に追及する組織が必要となろう。

(6) 委員会の組織－機能と権限－

環境の悪化には、「市場の失敗」や「政府の失敗」が関わっているということは良く知られているが、こと環境流量を実現する仕組みが存在しないことによって河川環境がさらに悪化することになれば、それは「政府の失敗」を意味する。

「政府の失敗」を克服する一つの手がかりとして、全ての利害関係者の対立する利害を中立的な立場で流域計画に反映する代替シナリオの提示と検討の場を提供する流域委員会(河川法で規定する「専門家による委員会 **committee**」ではなく、「利害調整の権限と独立した人的・財的資源を有する委員会 **commission**」)の設置が求められるようになってきている。

参考文献: Megan Dyson, Ger Bergkamp and John Scanlon, Ed. (2003), Flow: The essentials of environmental flows, IUCN(International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)

追記 2-4 水価格制度

水価格制度の検討は経済開発協力機構(OECD)、世界銀行、世界水会議(World Water Council)などにより行われている。ヨーロッパ・アメリカでは水資源開発に替わる新規水需要を満たす手法として利水者による節水対策と水需要抑制を図り、水利権の転用を円滑に実施するため、水価格制度が導入されている。特に、農業用水は河川利水のもっとも大きな需要者であり、農業用水から上水道・工業用水への転用を水価格の取り決めにより促進する手法として期待されている。また、水源開発費や維持操作管理費の水需要者による適正な負担を円滑に推進するため価格制度の導入が検討されている。国や自治体の補助金を廃止して、水需要者により負担させる施策も検討されている。水路や水利施設等の環境便益や生態系保全の経済的効用についても検討されている。

参考文献: Kenji Yoshinaga, Decision Mechanism of Water Pricing and Irrigation Water Pricing in the Developed Countries, Nokyo Sogo Kenkyu, Vol.54, No.4 pp.79-132.

追記 3-1 少雨化傾向と利水安全度低下

(1) 渇水シミュレーション

近年の少雨化傾向をシミュレーションによって利水安全度の低下に結びつけて、これを河川行政に反映したいという考えがある。

淀川下流域の渇水シミュレーションは、現在の利水状況を固定して需要量とし、供給量は実績流入量を用いて、需給バランスを琵琶湖水位に換算して評価している。琵琶湖水位が-150cmに達した時点で渇水と呼んで、過去の渇水年をカウントして渇水頻度を求めている。しかし、予測モデルのように実績に合わせるように同定するのではなく、政策誘導や政策決定に用いるための一つの根拠とするために作成されたものであるので、条件の取り方や年の取り方により利水安全度の数値は変わるのでシミュレーション結果を

政策決定・行政判断を利用するにはよほど慎重に行わなければならないし、それだけ説明責任をはたし、透明性の確保に努めなければならないことは言うまでもない。

(2) 利水安全度の低下

わが国の水資源開発は、基本的に概ね 10 年に 1 回程度の渇水に対して安定した取水ができるよう計画されているが、近年の少雨化傾向や生活様式の変化等に伴う生活用水の増加傾向等により、計画策定時に想定していた利水安全度が確保されない現状にある。具体的に全国の主要な 17 水系において、近年の降雨データも追記してこれまでに建設されたダム等の施設が現在の需要に対して実質どのくらいの安定供給能力を持っているか検討した結果、各水系の利水安全度には、かなりのばらつきが生じている。現在のところ 10 年に 1 度程度発生する規模の渇水に対抗しているのは、5 水系にすぎない。その 5 水系は石狩川(1/17)最上川(1/25)、名取川(1/30)、手取川(1/37)、淀川(1/13)である。

(平成 14 年、国土交通省「ダム事業のプログラム評価に関する検討委員会」資料による)

(3) 大阪府営水道

大阪府営水道は河川管理者の例示した上記同様のシミュレーション結果を基に実力評価を 78%として割り増し計算を行って、事業中の府営安威川ダムに新規利水容量の必要量を決定している。大阪府は未利用水を抱えて、淀川水系の事業中のダムから撤退の意向を明らかにしている。健全な水循環の観点からしても、河川管理者は大阪府営水道の新規利水について明確に説明する必要が生じている。

追記 3-2 正常流量と確保流量

河川の基準点には基準渇水流量とともに「正常流量」と「確保流量」が定められている。「正常流量」は基準点において流水の正常な機能を維持するために必要な流量であって、「維持流量」と「水利流量」の双方を満足する流量である。「維持流量」は舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息または生育の状況、人と河川との豊かな触れあいの確保等を総合的に考慮し、維持すべきであると定めた流量である。「水利流量」とは流水の占用のために必要な流量(「水利権水量」)を言う。

「確保流量」は水資源開発施設から下流の利水基準地点へ新規開発水量を補給しようとするとき、既定計画で決めた下流の利水基準点の「正常流量」に「新規開発水量」を上乗せし、確保すべき流量としたものである。このため、既存の利水計画上では、正常流量と確保流量は同一流量となる。

正常流量は、新規水利権の許可の対象になる流量である。淀川下流の場合、既得水利権水量と実際の取水量に乖離があり、前掲のように大きな未利用水があり、遊休水利権化しつつある。実際の操作上は取水量を下回らないように行われ、上流ダムや琵琶湖から無駄な放流はなく問題はない。しかし、新規水利権の許可に際しては、許可の対象となるのは正常流量であるから、実際の取水量より大きな正常流量を侵害しない条件で許可されるので、未利用水を認めながらダムによる開発が必要になる。この矛盾は需要量と水利権の精査確認の不完全にある。未利用水を水利権の転用対象とするとダムによる水源開発は不要となる。前掲の基礎案の4項目の実践課題であり、水需要管理の根幹の一つである。

追記 3-3 フラッシュ操作の環境への影響

大川の維持用水は 70m³/s とされているが、渇水時にはフラッシュ操作により実質 60m³/s とし、10m³/s を利水に供している。このフラッシュ操作により、城北ワンド内の水位は1日に2回 10-20cm程度変動する

こと、DO や水温にはあまり影響が無いこと等は判明したが、水生生物への影響などは調査が不十分なため不明である。フラッシュ操作の環境への影響を評価することは、今後の利水にとって重要であるが現段階では評価はできず、今後の継続的な調査とそれに基づく評価が必要である。

追記 3-4 淀川大堰の環境への影響

淀川大堰は、昭和46年の淀川水系工事実施基本計画の治水計画の変更により、長柄可動堰の改築の必要性から治水と大阪市の上水道と工業用水の安定的確保を目的に昭和 58 年(1983 年)に建設された。この大堰により淀川は大堰下流の汽水域、上流の大堰の堰上げの影響を受ける枚方までが湛水域、それより上流が流水域となり性格の異なる 3 つの流域に分断されている。このことは魚類を始めとする水生生物の移動を阻害するだけでなく河川や河川敷の生物群集にも多大な影響を与えていると考えられる。

湛水域の水位は大堰設置以前よりも高く維持され、例えば大堰上流 1.5kmから 3km の間に位置する城北ワンド群では、平水位で約 50-60cm 上昇している。また、大堰による水位調節により水位変動は抑制され、城北ワンド群では大堰竣工前には O.P.+2.5m から O.P.+6m まで変動しており、通常の変動幅は 2-3 m にも及んだのが、竣工後は最高水位と最低水位の幅は 50-80cm、通常は約 10cm と極めて少なくなった。このために湛水域の流水環境が失われ、ワンド内の水交換が減少し土砂が堆積し、フラッシングによる底質環境維持機能が失われ、たまりと同様の環境となった。また、ワンドの水位が高水位で維持されていることが浅場の減少をもたらし、そこを主な生息場所としている貝類の減少、および、貝類と共に存するイタセンパラなどのタナゴ類を始めとした在来種の減少をもたらした要因の一つとなったと考えられる。

この衰退したワンド環境の改善のために、人工的に水位を操作し O.P.+2.7m から O.P.+3.2m(上限)の間で上昇下降を起こす試行が行われている。この結果ワンドの水交換が少しは促進され DO なども改善の傾向は認められ、水生生物の移動を促進することやフナやコイの産卵行動を誘発するなどの効果が少しは認められたが、効果は極めて限定的であることが判明しつつある。水位の下限は取水口の設置位置で決まり O.P.+2.5m でも場所によっては濁水が入ったという苦情が起きた。

追記 3-5 基準点正常流量の見直し

河川維持流量と水利権水量を合計したものが基準点正常流量である。取水量を精査確認してより正確な水量を明らかにすると正常流量は減量することができる。農業用水等の慣行水利権が確保流量を押し上げて現実に大きな量となっている場合は、農業用水との調整を図るべきである。日吉ダムの例はその好例である。淀川の枚方基準点の正常流量も見直しが必要である。木津川においても同様に伊賀用水の関係から再検討する必要がある。

淀川水系の水循環系の健全化を図るためにも、上下流のアンバランスを調整し、水系全体の水需要を満たし、かつ、利水安全度の均等化を図るのがソフトソリューションである。

追記 3-6 ダム群連携事業

既存水源施設の機能を、環境負荷を高めることなく、また利水者に過大な経済的負担を強いることなく拡大・向上させることができれば、それは大変意義のあることである。

ダム群連携事業とは、複数のダムを水路・水管で連絡し、無効放流されている水量を他のダムに貯留することで、それにより既設ダムの容量を有効活用しようとする事業である。

淀川水系で可能性のあるのは、木津川上流のダム群である。電力会社による揚水式発電事業を参画させることができれば、建設事業費等の経済的問題もクリアできる可能性は高くなる。フィジビリティースタディーの実施に値するのではなかろうか。

事業効果、その1はダムの維持管理費の利水者を含む既負担者負担分を引き下げる事である。電力会社も一部を負担するからである。その2は、現在富栄養化によるプランクトン大量発生の対策費が膨らんでいるダムの場合、揚水発電により日々ダム湖の交換率が上がり、湖水の搅乱によりプランクトン発生が抑制される結果、間欠的曝気等の維持管理費が軽減される。

なお、わが国では、揚水式発電は参画していないがダム群連携を実施している事業として、」鬼怒川上流ダム群、綾川ダム群(香川県)等に先駆事例がある。

追記 3-7 河川環境の保全に必要な河川流量について

ある水量を環境に戻したら、その水量に比例するように環境や自然が復元することが、この論理の前提となっている。現実には、そのようなことはありえず、水量が減って環境が劣化・変質していく場合、水量を増やして復元を図っても、同じ水量における復元の程度は低く、多くの場合、どこかにある閾値があつて、ある一定の閾値を超える水量を確保しないと(他のかなり厳しい条件も満たさない限り)、環境や自然を復元することはできない。環境や自然の復元に何の役にもたたない少量の水量に対して費用負担を要求することとなる。

追記 3-8 地下水利用(専用水道)について

地下水利用による専用水道については、水道法第32条～第34条に規定があり、自治体が条例等で地下水の揚水規制を定めている地域以外では、法律に定める要件を満たせば施設設置は可能である。水道事業者は、ここ数年の水道水需要減少の最大要因は専用水道の普及にあると分析し、その対応に苦慮している。一方、専用水道の普及を進める地下水業者は、水道水利用に比べコスト面で優位にあることに加えて、渇水時や特に震災時に強さを発揮することをセールスポイントとしている。しかし、専用水道のトラブル発生時のバックアップは水道水に依存しており、そのため専用水道敷設後も、20%程度は従来の水道水の供給を受けているのが普通である。一般的にビジネスのターゲットは、年間の水道水使用量5万m³以上の事業所といわれている。

追記 3-9 ダムの事前(予備)放流

(1) 琵琶湖の事前放流

琵琶湖の夏期制限水位が長期の水位低下の原因となり、生態系保全と利水に悪影響を与えていた。一方で、瀬田川洗堰の放流能力および下流宇治川の洪水疎通能力が改善されると、琵琶湖水位がより迅速に調節することができる。このメリットは洪水時に琵琶湖周辺の湛水や内水排除に効果的で、その整備が望まれている。

事前放流のメリットを最大限生かして、気象予報とともに一定の時間内に一定の水位の低下を計り、迎洪水位を確保することが考えられる。この場合、琵琶湖水位はBSL±0mから-0.2m(-0.3m)の範囲で、どこまで事前放流による水位低下能力が期待できるか、技術的に検討することになるが、事前放流前の水位と流量の関係から放流時間が設定できて、安全の範囲で試行することが期待される。夏期制限水位の変

更と治水・利水の権利調整が必要となる。

(2) 一庫ダムの予備放流

一庫ダムは下流に銀橋狭窄部を抱えていて、洪水放流は制約を受けている。ダム建設計画では狭窄部は将来開鑿される予定であったが、計画は猪名川下流の治水対策との関連を理由に遅れている。そのため一庫ダムの治水容量は計画どおり運用できず、「但し書き放流」の危険をはらんでいる。下流の利水安全度との対応によっては、予備放流方式を取り入れて、治水安全度を高めることが考えられる。下流の利水者は渇水時の水融通の拡大のため、利水者間で緊急水の送水管を設置して、これらの問題解決に総合的に対応することが望まれる。日吉ダムにおいても同様に保津峡の開鑿問題があつて「但し書き放流」が問題となっている。

(3) 木津川水系ダム群の予備放流

木津川水系5ダムについても、同様に予備放流を検討するべきであろう。5ダムの下流の利水は琵琶湖、日吉ダム等の放流と合わせて総合的に管理されているので、上下流のバランスのとれた治水および利水管理が望まれる。

追記 4-1「節水」について

渇水時の「節水」を推進する政策的な枠組みは、

- ①命令統制あるいは政府規制と呼ばれる規制行政型対応
- ②税や課徴金、排出権取引の様に当事者同士の金銭的な取引によってインセンティブを引き出す市場原理形対応などの経済学的手法、
- ③自主的な取り組み、に分けて考えられる。

規制行政型の対応としては、渇水調整会議が渇水対策本部を通して発効する「取水制限」、その継続、解除がそれにあたり、用水供給事業者や大口利用者はこの規制の対象となる。

市場原理型対応としては、渇水が慢性化したり長期にわたったりする地域における高い料金設定がそれにあたる。また、熊本県のように地下水に大きく依存する地域に対し、渇水対応と水質保全の目的で提言されている地下水税もそれにあたる。「節水」につながる経済学的手法導入の可能性はまだ検討の余地があると考えられている。

自主的な取り組みとしては、「取水制限」前の用水供給事業者や大口利用者の対応、あるいは「取水制限」のない小規模事業所や家庭などの、配水システムの末端に位置する水利用者の対応がそれにあたる。一般に、自主的な取り組みには広報・啓発活動が伴うが、渇水時のみに急に節水行動を期待することは難しい。しかし、非渇水時において節水行動を呼びかけることは料金収入の減少を意味するため、独立採算制をとっている水道事業体にとっては両刃の剣となる。自主的な判断で節水バルブや節水トイレの購入・設置をする消費者行動は良く知られているが、その行動を規定する要因には環境問題や水問題へ取り組む意識を目に見える形で示すことへの充足感など心理的な要因が大きく関連している。家庭ごみ対策や地球温暖化防止への貢献として京都市が推奨する「地域環境マネジメントシステム・スタンダード」はISO14000 の簡易地域版とも言えるが、地域ぐるみで目標を決め、削減効果を検証しつつ取り組むこういった方法は、渇水時の地域における節水の取り組みを地域規制型から地域自主取り組み型に転換を図る上で参考になる。

追記 4-2 福岡市節水推進条例の要点

1. 対象建築物の水洗トイレに雑用水道設置義務化
2. 節水計画書を確認申請の 30 日前までに提出
3. 違反者の名称等の公表

(福岡市節水推進条例 <http://www.city.fukuoka.jp/download/159105380270.pdf>)

追記 4-3 下の文献およびウェブサイト

1. 福岡市節水推進条例: <http://www.city.fukuoka.jp/download/159105380270.pdf>

2. 東京都知事本局企画調整部自治制度改革担当:

東京チェックアップリスト「米英の地方行政における政策評価の新しい潮流」(海外資料編)

オレゴン州の事例 <http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/chosa/chosa/checkuplist/kaigai/jirei1.pdf>

同オレゴン州の事例 <http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/chosa/chosa/checkuplist/kaigai/jirei2.pdf>

同ミネソタ州の事例 <http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/chosa/chosa/checkuplist/kaigai/jirei3.pdf>

(1) 山路栄一(三重県総合企画局企画課政策システム策定グループ主査):

行政評価を巡るアメリカ報告 <http://www.pm-forum.org/kiso/yamaji-ronbun.htm>

【補遺】淀川水資源開発の概略

利水・水需要管理部会では、淀川水系の水資源開発を通観し、「水需要管理に向けて」に重要な項目について以下のように整理した。

(1) 旧瀬田川洗堰の建設・改修と琵琶湖水位

琵琶湖水位をめぐって古くから上流と下流の人々の間で激しい対立があり、また、現在も琵琶湖水位は治水・利水の争点であり対立が表面化することがある。その水位を支配していたのが琵琶湖の流出点で瀬田川の呑口に自然に形成された浅瀬であった。瀬田川洗堰が建設されている付近から下流の大戸川の合流点あたりまでは、大戸川から運ばれる大量の土砂で川床は上がり、広い浅瀬となっていた。徳川幕府は京都に不穏の動きがある時はここを兵馬の渡渉地点として軍略上の重要箇所と考えていた。また、このあたりは「供御瀬」とも呼ばれて、朝廷へ魚を献上する築場としても奈良時代から知られた場所である。近江(滋賀)はこの浅瀬を浚渫して琵琶湖の水位を下げ、洪水・浸水被害を軽減したいと願い出て、河村瑞軒や藤本太郎兵衛らにより浚渫が行われた。しかし、この願は幕府の意向と朝廷への畏れもあって十分とは言えなかった。一方、大阪はこの浅瀬を守って琵琶湖からの洪水を防御することを本願としていた。その結果、明治 7 年～28 年の琵琶湖の平均水位は鳥居川量水標(零点高 O.P.85.671m)において +0.83m(BSL+0.83m)であり、瀬田川の流下能力は(BSL±0m のとき)50m³/s 程度であった。なお、琵琶湖水位は平成 4 年以降、琵琶湖内 5 箇所量水標の平均水位で表すことになっている。

明治以降の治水と利水の開発はこの瀬田川の浚渫をめぐって、上下流の対抗関係は一層激しくなった。技術の進歩と経済の発展とともに、瀬田川は徐々に浚渫され、淀川下流の治水・利水安全度も高められ、同時に琵琶湖周辺の洪水・浸水対策も改善された。

瀬田川の疎通能力は淀川水系一貫の河川改修により以下のように高められた。明治 30～43 年淀川改良工事(旧瀬田川洗堰完成: 明治 38 年)で(BSL±0m のとき、以下同じ)200m³/s、昭和 18～27 年の淀川河水統制第1期事業で 400m³/s、昭和 32～42 年の淀川水系改修基本計画(瀬田川洗堰改修: 昭和 36 年)で 600m³/s のように増強され、昭和 46 年の淀川工事実施基本計画では 800m³/s として計画された。これらの事業は治水単独ではなく阪神地区への水資源供給に貢献し、経済発展の基礎となった。

(2) 京都第1・第2琵琶湖疏水および発電用水の供給

明治に入り政府は近代化工業化に力を注ぎ、水力発電、上水・工水等の水資源開発に取り組んだ。京都琵琶湖疏水は明治 18 年から 45 年にかけて第 1 と第 2 の疏水が開かれた。琵琶湖の近代的水利開発の第 1 号である。第 1 疏水は 8.35m³/s(300 個、1 個は 1 立方尺)、第 2 疏水は 15.30m³/s(550 個)合計 23.65m³/s(850 個)である(現在、京都市が管理し、水道用水 12.96m³/s、工業用水 0.03、灌漑用水 1.29、雑用水 0.48 として利用されている)。明治 25 年には疏水を利用してわが国第 1 号の水力発電所である蹴上発電所(使用水量 16.70m³/s、出力 4.8 千 kw)が建設され、その後、夷川発電所と伏見発電所が追加されている。明治 39 年には宇治川発電所(使用水量 61.22m³/s、出力 3.2 万 kw)、大正 14 年には志津川発電所(使用水量 89.04m³/s、出力 3.2 万 kw、廃止)、昭和 2 年には大峰発電所(使用水量 48.70m³/s、出力 8 千 kw、廃止)がそれぞれ建設され、上水道とともにエネルギー供給においても琵琶湖水が大量に利用されるようになった。昭和 39 年には天ヶ瀬ダム発電所(最大 434.14 m³/s、55.8 万 kw、喜撰山

揚水発電を含む)が建設されている。

(3) 旧河川法(明治 29 年)と慣行水利権・許可水利権の成立

明治 18 年と 22 年に淀川は大きな水害を受けた。これは全国規模の水害であったので、災害復旧を中心に国による直轄事業が必要となり、明治 29 年に「旧河川法」が制定され、淀川では「淀川改良工事」が実施されることになった。新淀川の開削、瀬田川の浚渫・旧瀬田川洗堰の建設、連続堤による高水工事など淀川治水事業のその後のグランドデザインが作られた。旧河川法は治水対策を主眼とする国の河川整備の方向付けをしたものであり利水対策には踏み込んでいない。しかし、利水について重要な判断が下されている。すなわち、旧河川法では、第 18 条「河川ノ敷地モシクハ流水占用セシムトスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ得クヘシ」と規定して、同第 6 条において「河川ハ地方行政庁ニオイテソノ管内ニ係ル部分ヲ管理スヘシ」と、水利権を得るために地方行政庁(知事)の許可を得ることを法的に義務付け、また、旧河川法の制定以前に成立している用水については、旧河川法施行規則第 11 条において「河川法若シクハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政庁ノ許可ヲ受クベキ事項ニシテ其ノ施行ノ際ニ現存スルモノハ河川法若シクハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノトミナス…」と規定され、旧河川法第 18 条の許可を受けたものとみなされて、権利が認められた。こうして成立した水利権を「慣行水利権」と呼び、河川法制定後の「許可水利権」と区別して 2 種類の水利権が存在することとなった。

(4) 淀川河水統制第 1 期事業

太平洋戦争のさなか昭和 18 年から「淀川河水統制第 1 期事業」が着工された。不十分な条件下で即効が期待された事業であり、その後に複雑な問題を残し 27 年に終了した。第 1 期事業は 120m³/s の用水を上水・工水・発電・かんがい等に利用しようとするものであった。すなわち、常水位(鳥居川量水標の 0 点)から -1.00m を利水に利用するという計画であった。事業内容は瀬田川の浚渫、大戸川の付替え等であった。戦中・戦後の計画でもあり湖面低下に伴う補償工事は行われず、また琵琶湖水位が -1m 程度低下すると深刻な漁業被害等が発生することが分かった。この計画の枠組は淀川フルプランに受け継がれ、琵琶湖総合開発事業に反映されて実施されることになった。

(5) 水資源開発基本計画と淀川フルプラン

都市用水(上水・工水)の需要量は昭和 30 年に入り急速に伸び始め、高度経済成長のもとで大都市の水道事業は拡張の時代を迎えた。昭和 32 年には特定多目的ダム法が制定され、昭和 36 年「水資源開発促進法」に基づいて、全国 7 水系を指定して、河川水系ごとに水資源開発基本計画が閣議決定されて河川総合開発の時代に入った。昭和 39 年には河川法が改正され、治水に加えて利水関係の条項が整備された。

河川法改正(昭和 39 年)において、水利権の許可要件が整備されている。水利権は「河川区域内の土地に取水のための工作物を造成し、河川の流水を引水する権利」であり、その内容は、第 23 条において「河川の流水を占用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」となっている。第 23 条(流水占用の許可)に加えて、第 24 条(土地占用の許可)および第 26 条(工作物の設置許可)が規定され、3 条項によって水利権の許可要件とされた。また、慣行水利権については旧河川法をそのまま継承し、届け出の義務が追加されている。

わが国的主要な河川では、自然渴水流量は既に利用尽くされ、ダム等による水源開発なくして新規に水利権を獲得することは出来ない時代に入っていた。前述の河水統制時代の水利開発が自然流況による、すなわちダム開発を要しない、最後の水利権許可になった河川水系も多い。例えば、大阪市と大阪府は共に琵琶湖・淀川を主たる水源として水道拡張事業を推進してきたが、先行する大阪市は河水統制時代にほとんどの水源を確保したが、後発の大坂府は水資源開発基本計画時代に遅れて参入することとなった。その結果、大阪市はダム等の水源施設は比較的少ないのに比べて大坂府はダム建設を必要とし、多額の開発負担金と維持管理費分担金を負うことになった。なお、淀川水系は昭和 37 年に水資源開発水系に指定され、同年「淀川水系水資源開発基本計画」が発表されている。淀川フルプランでは琵琶湖開発事業(開発水量 40m³/s)、室生(同 1.6m³/s)、一庫(同 2.5m³/s)、日吉(同 3.7m³/s)、比奈知(同 1.5m³/s)等のダム開発事業が認められた。

(6) 正蓮寺川利水、長柄可動堰改築(現淀川大堰開発)による維持用水の転用

昭和 30 年代の後半、阪神地区の工業化が著しく、工場等の地下水利用による地下水低下が社会問題となってきた。昭和 38 年から長柄可動堰を改築し、大川に放流していた、70m³/s の維持用水を、大川の潮位を利用して最大 100m³/s から最小 40m³/s の間で調節して、10m³/s を節減し暫定的に上水・工水に転用することになった(長柄可動堰改築(現淀川大堰開発))。この水利権は緊急暫定と考えられている。また、昭和 42 年から正蓮寺川利水に着手された。中津川を埋め立て、維持用水 8.5m³/s を上水・工水に転用しようとするものである(昭和 47 年竣工)。

(7) 琵琶湖(総合)開発事業

昭和 47 年 3 月、建設大臣と滋賀県・大阪府・兵庫県 3 府県知事のトップ会談で「申し合わせ」が了承され、琵琶湖(総合)開発事業がスタートした。内容は以下のとくである。

1. 開発水量は 40m³/s とする。
2. 利用低水位は -1.5m とする。
3. 非常渴水時における操作は、関係府県知事の意見を徴し、建設大臣がこれを決定する。

下流府県は建設省の計算結果から 40m³/s を確保するため琵琶湖水位を BSL-2.0m まで利用することを主張したが、滋賀県は -1.5m 以内を主張し平行線となり、上の異常渴水時の取り扱いを 3. 項の表現で了承された。また、開発事業の補償対策水位として -2.0m が計画された。この「申し合わせ」を受けて、昭和 47 年 6 月「琵琶湖総合開発特別措置法」が施行されることとなった。枚方基準点から淀川下流の水利権(最大)は 143.97m³/s に 40m³/s を加えて 183.97m³/s 増加され、水利権水量(最大)として確保することになり、現在に至っている。利用低水位を下回る異常渴水時については関係府県知事の意見を徴するとされ、補償対策水位 -2.0m までの利用については明確な判断は下されていない。治水については、洪水期制限水位を 6 月 16 日から 8 月 31 日まで -0.2m、9 月 1 日から 10 月 15 日まで -0.3m として、さらに、瀬田川を浚渫して洪水期の最高水位を低下させるとともに、洪水継続時間の短縮を図り、疎通能力を鳥居川量水標の 0m のとき 600m³/s から 800m³/s に増強することにした。

さらに、湖岸の低地の農地被害を軽減するために、計画高水位 +1.4m(余裕高 +1.2m)を新たに設定し、湖岸堤・管理用道路および内水排除施設の基準値とした。

